「木曽悠久の森」

平成27年度第2回管理委員会次第

平成27年10月7日 13:00~ 中部森林管理局 大会議室

- 1 開 会
- 2 中部森林管理局長あいさつ
- 3 議事
- (1) 第1回管理委員会審議事項
- (2) 木曽地域の保護林の設定に係る委員会について (説明)
- (3)「木曽悠久の森」管理基本計画(案)
- (4) その他
- 4 閉 会

「木曽悠久の森」平成27年度第2回管理委員会

配付資料一覧

議事次第

資料 1	管理委員会委員名簿
資料 2	管理委員会、専門部会の位置付け
資料3	取組工程表
資料 4	平成27年度スケジュール
資料 5	「木曽悠久の森」現地見学会及びワークショップ概要
資料6	「木曽悠久の森」写真コンテスト概要
資料7	木曽地域の保護林の設定に係る委員会について
資料8	「木曽悠久の森」管理基本計画(案)

(参考資料)

参考1 第1回管理委員会概要

参考2 配席図

参考3 「木曽悠久の森」管理委員会運営要領

管理委員会 委員名簿

所 属 等	氏	名
中津川市 市長	青山	節児
中日新聞社 論説委員	飯尾	歩
池田木材株式会社 代表取締役社長	池田	聡寿
信州大学農学部 教授	植木	達人
和歌山大学観光学部 教授	大浦	由美
鳥取大学農学部附属フィールドサイエンスセンター 教授	大住	克博
信州大学農学部 教授	岡野	哲郎
東京農業大学短期大学部 助教	下嶋	聖
独立行政法人森林総合研究所四国支所 産学官連携推進調整監	杉田	久志
上松町 町長	田上	正男
木曽官材市売協同組合 理事長	野村	弘
付知町まちづくり協議会 会長	早川	正人
信濃毎日新聞社 編集委員	増田	今雄
岡山大学 理事・副学長	山本	進一
東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授	山本	博一
公益財団法人日本自然保護協会 参事	横山	隆一

※学識者は五十音順

管理委員会、専門部会等の役割分担

(H27第1回管理基本計画策定専門部会資料1を修正)

管理 専門部会 項 委員会 管理基本 植生管理 森 林 資 系	- II (n) A - 1 -		护力员	ュ <i>ル 生</i>
百 日 禾昌仝 佐田甘木 佐井佐田 木 廿 次 2	L 11 40 A 31 -			団体等
	森林総合利用	局署等	大学、	地元NP0
計画策定	• 地域振興		研究機関	等協力者
1 管理基本計画の作成				
(1) 管理基本計画の策定		0		
2 復元地域の林分状況等の把握				
(1) モニタリング調査 O ◎ ◎		0	0	0
(2) 実験林・試験地		0	0	0
(3) 中部局以外の試験・研究等		0	0	0
3 管理委員会で取り扱う事項の検討				
(1) 具体的な森林の取扱い方法				
①人工林の天然林化に関すること 〇 ◎ 〇		0	0	
②木曽ヒノキの天然下種更新に関すること 〇 ◎		0	0	
③人工林の長伐期施業に関すること ○ ○ ○		0	0	
(2)個別に検討を要する事項				
①特殊用材の需要・要望があった場合の対応 〇 〇 〇		0		
②属地的に検討を要する箇所の取扱方法				
・赤沢自然休養林等レク森に関すること 〇 〇 ○	©	0		0
・その他 O 」		0		
③未立木地等の取扱方法について 〇 〇		0		
(3) その他必要な事項の検討				
①復元区域内で実施している事業の留意点 〇 〇		0		
②実行体制		0	0	
③取組のPR O D D D D D D D D D D D D D D D D D D	0	0		0

[◎]主担当

項目	担当	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度~
1 管理基本計画の策定 (1)管理基本計画の策定 木曽谷・木曽川計画区 の地域管理経営計画等の 変更	計画部会中部局(計画)	管理基本計画の策定(木 曽谷計画区と木曽川計画 区の地域管理経営計画等 の計画変更)				モニタ、管理委員会 り管理表別を りで りで で で で で で で で で で で で で で で で で

[※] 木曽谷計画区の次期計画樹立は、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。木曽川計画区の次期計画樹立は、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。 ※ 担当は、計画部会ー管理基本計画策定専門部会、植生部会ー植生管理専門部会、資源部会一資源利用専門部会、振興部会一森林資源利用・地域振興専門部会

項	目	担当	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度~
(1) これまでの の整理	リング調査地点	中部局(計画)(署)	既存モニタリング調査の 整理	新たな保護林制度によ る調査準備及び開始			
2既存実験林 所)試験· 理	・試験地(21箇 研究等の情報整	(技ぜ)	木曽署、東南木曽支易の 東存 大島では 大皇で 大皇で 大皇で 大皇で 大皇で 大皇で 大皇で 大皇で	H27の整理を踏まえて、 既存 試験・研究の分 析・再評価と今後の試 験・研究の計画作成			
③中部局以外 試験·研究等	が実施している の情報整理	会	中部局以外が実施してい る試験・研究等の情報収 集・整理	H27の整理を踏まえて、 既存 試験・研究の分 析・再評価と今後の試 験・研究の計画作成	モニタリング調査、試験・研究の開始、整理・分析 モニタリング調査、試験・研究の結果の評価、計画書への反映検討		
(2)調査・試験 まえた対応 ①モニタリン 容、評価指	グ地点、調査内	植生部 会 中部局 (計画) (技セン)	保護林モニタリング調査 整理(木曽川計画区)	体制の整理	モニタリング調査、試験・研究の開始、整理・分析 モニタリング調査、試験・研究の結果の評価、計画書への反映検討		H31年度 保護林モニタリング 調査 (木曽谷計画区) H32年度 保護林モニタリング 調査 (木曽川計画区)

[※] 木曽谷計画区の次期計画樹立は、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。木曽川計画区の次期計画樹立は、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。 ※ 担当は、計画部会ー管理基本計画策定専門部会、植生部会ー植生管理専門部会、資源部会一資源利用専門部会、振興部会一森林資源利用・地域振興専門部会

項	目	担当	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度~
②試験、研	究データの集積・保管	植生部 会 中部局 (ふれセン) (技普)	試験、研究データの集積 ・保管体制、場所等の検 討	試験、研究データの集 積・保管体制、場所等 の検討	試験、研究データの 保管場所への移動・ 整理		
(1) 具体的な類 ①人工林の	で取り扱う事項の検討 森林の取扱い方法 天然林化に関すること アa、コアb)	植生部 部 一	コアa・コアbの人工林を 林小班ごとに整理し、10 年間の間伐計画作成	第5次木曽谷森林計画 に反映(計画期間分に ついて箇所付け)	第5次木曽川森林計 画に反映(計画期間 分について箇所付け)		平成32年度 木曽谷森林計画に向け植生遷移観点並びに資源利用観点からの間伐施業指針の検討
②木曽ヒノギ	キの天然下種更新に関 (特に緩衝地域)	植生部会 中部局 (技普)	三浦実験林50年史発行	三浦実験林等の成果を 踏まえた検討及び試験 ・研究検討へ反映 第5次木曽谷森林計画 に反映	第5次木曽川森林計 画に反映		平成31年度 試験結果を踏まえて 現地検討民の実施 平成32年度 試験・研究成果・分析を踏まえた は大きの検討 では、33年度 本は第一の は、10円 は 10円 は 10円

[※] 木曽谷計画区の次期計画樹立は、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。木曽川計画区の次期計画樹立は、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。 ※ 担当は、計画一管理基本計画策定専門部会、植生一植生管理専門部会、資源一資源利用専門部会、振興一森林資源利用専門部会

項	目	担当	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度~
③人工林の長伐期施 (特に緩衝地域)	業に関すること	会植生部	年生以上のヒノキ・サワラ)に反映(一部) 緩衝地域の人工林を林 小班ごとに整理し10年間の間伐計画作成		第5次木曽川森林計画に反映(計画期間分について箇所付け)		平成32年度 木曽谷森林計画について植生遷移観点並びに資源利用観点からの間伐施業指針の検討
(2) 個別に検討を ①特殊用材の需要 場合の対応につい コアb)	要する事項 夏・要望があった いて(特にコアa、	資源部 会 中部局 (資活) (署)	手順等の検討	手順書の整理 個別案件毎に検討	(第63回伊勢神宮式 年遷宮伐採行事)	個別案件毎に検討	個別案件毎に検討
②属地的に検討を 扱方法について 等に関すること)	を要する箇所の取 (赤沢自然休養林	振興部 会 中部局 (シ)	赤沢自然休養林でのア ンケート調査 アンケート結果の分析	入り込み箇所のモニタ リング調査地点・方法 等の整理と調査計画作 成	入り込み箇所のモニ タリング調査地点・ 方法等の整理と調査 計画作成		平成32年度 休養林でアンケート 調査及びアンケート 結果の分析
③未立木地等の耳	 取扱方法について	植生部 会 中部局 (整備)	これまでの調査結果を 踏まえた分析・整理	これまでの調査結果を 踏まえた分析・整理	分析・整理を踏まえた検討	検討を踏まえ施業方 法反映等の整理	平成33年度 木曽谷森林計画に向 け検討を踏まえ施業 方法反映等の整理
(3) その他必要な ①復元区域内で 整備、林道、治L	事項の検討 実施している森林 山事業の留意点	植生部 中(関係)	各事業実行上の留意点 を踏まえた事業発注、 課題整理	課題等を踏まえた、各 事業実行上の留意点の 検討	検討を踏まえた事業 発注、課題整理		平成33年度 木曽谷森林計画に向 け各事業の留意事項 について計画への反 映等整理

[※] 木曽谷計画区の次期計画樹立は、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。木曽川計画区の次期計画樹立は、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。 ※ 担当は、計画一管理基本計画策定専門部会、植生一植生管理専門部会、資源一資源利用専門部会、振興一森林資源利用専門部会

取組工程表(案)

項	目	担当	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度~
③実行体制		植生部会 中部局(計画)	現地検討会、ワークショップを開催し、コラボする者の要請	実行体制の検討			実行体制見直し検討
④取組のPR		振興部 会 中部局 (計画) (ふれ セン)	木曽悠久の森の4箇所に看	木曽悠久の森パンフレットを作成、レク森等を訪れた方々に配布 一般市民等を対象として 現地見学会の開催	一般市民等を対象として シンポジウムを木曽地方 で開催し、写真コンテス トも同時開催		一般市民等を対象と してシンポジウムを 木曽地方で開催し、 写真コンテストも同 時開催

[※] 木曽谷計画区の次期計画樹立は、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。木曽川計画区の次期計画樹立は、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。 ※ 担当は、計画ー管理基本計画策定専門部会、植生ー植生管理専門部会、資源ー資源利用専門部会、振興ー森林資源利用専門部会

平成27年度のスケジュール

項目	第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
森林計画 経常樹立 変更計画	計画の検討 木曽谷・木曽川計画区	森林計画	の変更(案)の公告縦覧(12月16日 へ	引) 森林計画検討会(2月)
保護林の設定		保護林の設定()	案)作成 -	
木曽悠久の森・管理基本計画		管理基本計画(案)作成 -	
その他 森林計画地元懇談会 大学等の現地見学会 写真コンテスト	写真コンテスト募集(5/1~8/24)	地元懇談会での説明(木曽谷 現地見学会(8月19〜21日) 写真コンテスト表彰式(9/19)		
管理委員会	第1回、(6/18 ~ 19) 木曽署 ・H27 度事業予定 ・H27 のスケジュール ・専門部会の進め方 等		第2回、(10月7日) 長野市 ・管理基本計画(案)検討 ・木曽地域の保護林設定部会を 兼ねる 第3回、(12月2日)長野市 ・管理基本計画(案)(局長報告) ・木曽地域の保護林設定(案) 取りまとめ	第4回(3月上旬) 木曽地方 ・取組工程表
基本計画策定専門部会				
植生管理専門部会	第1回(6/19) ・現地見学会(ウグイ川流域) ・今後の進め方	現地見学会並びにワークショップ (8/19~~21)	第2回、(11月11日) 長野市 ・モニタリング、試験研究等	第3回(3月上旬) 木曽地方 ・必要に応じ開催
森林資源利用専門部会	第1回(6/19) ・現地見学会(阿寺流域) ・今後の進め方			第2回(3月上旬) 木曽地方 ・必要に応じ開催
森林総合利用·地域振興専門 部会	第1回(6/19) ・現地見学会(赤沢自然休養林) ・今後の進め方			第2回(3月上旬) 木曽地方 ・必要に応じ開催

資料5

木曽悠久の森現地見学会及びワークショップについて(概要)

- 1 開催日時 平成27年8月19~21日
- 2 場 所 東濃署 (加子母裏木曽国有林)、木曽署 (小川入国有林ほか)、南木曽支署 (阿寺国有林)
- 3 出席者 研究機関関係者5人、森林総合研究所関係者10人、学生3人、大学関係者4人、県・市職員5人(一般参加者27名) 管理委員会委員5人、中部森林管理局職員35人(関係者40人)

4 概 要(主な意見等)

(1) 現地見学会

- ① 天然更新試験地
 - 70%の伐採を漸伐施業と呼ぶことの意味は何か。母樹を保残した皆伐ではないか。
- ② 天然更新未了林分
 - 根株の周りの稚樹の成長を調査してほしい。機械的にプロットを取るのではなく条件 の違うところを調査することが必要。
 - 結果的に良い間伐を行ったと思う。上木はまだ成長を続けており、更新のための伐採 を行う必要はないのではないか。
- ③ 更新未了林分
 - ササの稈が倒れているところと、立っているところが生じた理由は何か。
 - 高木となっていく広葉樹はどのように取り扱うのか。
- ④ モザイク伐採箇所
 - 30m×30mなら一般的サイズ。カンバなど広葉樹は徐々にヒノキに換わっていく 可能性はある。上木の調査も行うべき。
 - このモザイク更新がうまくいっていたとして、その後の森林の管理・経営はどうする のか。

⑤赤沢自然休養林

- 上木のヒノキは成長を続けており、自然の森林としては、更新を図る時期ではないと 考える。
- 悠久の森の外では、更新をするという目的であれば上木を伐って下層の稚樹を育てる ための技術は必要と思う。ササがなければ成功するということの見本となる。

(2) ワークショップ

○ 悠久の森のゾーニングイメージ、コアbと緩衝地域をどのように具体的に分けているか。

- 局航空機レーザー測量解析結果を共同で使わせていただくための申請はどうするのか。
- コア a は殆ど事業ベースでは商売にはしない保存地域といえる。コア b とか緩衝地とは、 事業の採算性をどの程度考えてこれからやっていこうとしているのか。
- 100年を超える人工林を天然林に誘導しようとする際、人工林苗木の由来は木曽ヒノ キでなければ大変な問題になる。判断方法としては、遺伝子分析、過去の資料等により推 測する方法がある。

5 アンケート集計結果

一般参加者27名中10名の者から回答があり、内訳は研究機関関係者1名、森林総研関係者5名、学生1名、大学関係者1名、県・市職員2名です。

なお、アンケートの提出はないが、「学生に調査の手伝いをさせてもよい」との申し出がありました。アンケート集計結果(主な意見等)は次のとおりです。

- (1) 現地見学会の箇所で興味を持たれた試験研究は
- 〇 母樹保残による天然更新試験地 〇 赤沢自然休養林内の試験地
- ヒノキの天然更新、ササ制御の研究 市松模様に50%漸伐を行った試験地
- (2) 現地見学会の箇所で各種試験地研究でサポートしたい研究は
- ヒノキ母樹及び更新木の成長量をモニタリングしていない筒所
- ヒノキ天然林等の生息域外保存(種子等の保存)○ ササ制御について詳細な調査
- 温帯性針葉樹林の本来の生態的特性を明らかにするためのモリタリング試験地の設定
- (3) 現地見学会についてご意見、ご感想等
- 〇 当初の見学予定地(三浦実験林等)に行くことができず残念
- 長期にわたる研究体制を確立していただきたい。データの保管や引き継ぎなど
- 〇 どのような森林にしたいのかという目標を明確にすることが非常に大切だということ
- と、その難しさを知ることができました
- (4) ワークショップの講演についてご質問等
- コア、バッファを含めた保護林、どのような目標林型を設定すればよいのか
- (5) ワークショップについてご意見、ご感想等
- もう少し余裕のある時間割で講演を聞きたかった
- 〇 悠久の森を中心とした温帯性針葉樹林を「世界自然遺産」へ、木曽ヒノキ林の木材利 用の歴史を「世界文化遺産」へ登録したらいい。
- 悠久の森の研究目標と、その他一般の択伐施業での話題を切り分けて整理
- 山本先生の温帯性起源の講演は自分の研究テーマの背景を考え直す資料となった
- (6) その他全体を通してご意見、ご感想等
- 最終的にどんな林分に復元したいか(目標林型)を明らかにすることがとても重要
- O 研究試験を総括、発展させていくようなプロジェクトを地域や一般の人々も巻き込んで「悠久の森」で共同して行えば良い

木曽悠久の森写真コンテストの審査結果について

中部森林管理局にて実施しました「木曽悠久の森写真コンテスト」について、応募作品91点(応募者数41名)の審査を行い、入賞作品を決定しました。

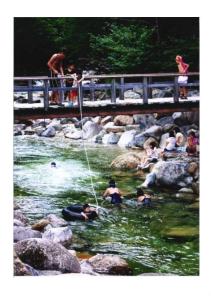
○最優秀賞

(木曽観光協会会長賞) 「森の散歩道」野田 光雄 撮影場所:赤沢自然休養林



○優秀賞

(やさか観光協会会長賞) 「大人が夢中」中西 章 撮影場所:赤沢自然休養林



○優秀賞 (王滝村観光総合事務所長賞)

「流れる宝石と岩サツキ」古畑 昌夫

撮影場所:阿寺渓谷



○優秀賞

((株)付知町観光協会会長賞) 「悠久の森」古屋 治 撮影場所:赤沢自然休養林



○優秀賞 (一般財団法人中津川観光協会賞)

「枯木栄を発す (こぼくえいをはっす)」

桂川 利也

撮影場所:加子母裏木曽国有林



○優秀賞

(大桑村観光協会会長賞) 「木曽の清流」庵原 政章 撮影場所:阿寺渓谷



○入選

(上松町観光協会会長賞) 「木曽悠久の森からの恵み

「清流青川」」

大野 敦子

撮影場所:付知峡



○入選

(上松町観光協会会長賞)

「紅葉の二人」

荻山 清和

撮影場所:阿寺渓谷



○入選

(上松町観光協会会長賞)

「静寂なとりこし橋」

寺村 秀守

撮影場所:

付知峡自然休養林



〇入選

(上松町観光協会会長賞) 「木洩れ日」

近藤 眞智子

撮影場所:付知峡観音滝



〇入選

(上松町観光協会会長賞) 「悠久の森の輝き」

植原 洋子

撮影場所:赤沢自然休養林



〇入選

○入選

(上松町観光協会会長賞) 「渓谷を行く」

(上松町観光協会会長賞)

「清冽な流れと絶壁」

塚原 武人

浅野 尚成

撮影場所:赤沢自然休養林



○入選

(上松町観光協会会長賞) 「子供たちの訪問」

野尻 保夫

撮影場所:阿寺国有林



○入選

(上松町観光協会会長賞) 「太古の地」

小古井 衛

撮影場所:赤沢自然休養林



○入選

(上松町観光協会会長賞) 「山の主」





白木 一男

撮影場所:上松町赤沢美林

「木曽悠久の森」写真コンテスト選評

中部森林管理局

審査委員

中部森林管理局計画保全部長 江坂文寿

信州大学農学部教授 岡野哲朗

(株)付知町観光協会 代表取締役 土岐欽也

木曽観光連盟 会長 原久仁男

信濃毎日新聞社 編集委員 増田今雄

【総評】

被写体のエリアや期間が限定された中でも100点近くの応募があり、ヒノキの樹林そのものをはじめ渓谷、紅葉、動植物、林鉄など多彩な作品が寄せられました。役目を終えた切り株の上に育つ新しい命、森の中にひよっこり現れたカモシカ、渓谷の清流が織りなす色彩美、休養林内に設けられた遊歩道や水辺空間で楽しむ人たち…。広大な森の中で、オリジナルな被写体を探し、対話し、作品作りに努めた意欲が感じられる作品が上位を占めました。

しかし、ルックスの低い林内でやや色調が暗めのもの、狙いどころは分かるものの背景処理などのカメラワークがもう少しといったもの、データ量が少なくプリントに荒れが目立ったものなど惜しまれる作品も多数ありました。

同時に、素材として冬季の作品が見られなかったことが残念です。悠久の森は、営々と毎年、冬を乗り越え現在に至っています。林相下部にある低木や川べりの開けた場所にある広葉樹の芽吹きや花、紅葉を含め、四季折々の表情に迫ってください。加えて、古来より人との関わりの中でともに生きてきました。もっと、森林浴をはじめとする行楽客、森で働く人たちなど「人との絡み」の被写体にもレンズを向けてください。

区分	タイトル	撮影場所	受賞者	選評	副賞
最優秀賞	型の数型 森の散歩道	アカザワシゼン キュウヨウ 赤沢自然休養 リン 林	野田 光雄	樹齢数百年のヒノキが林立する赤沢自然休養林は、森林浴発祥の地としても知られ、いくつもの遊歩道コースが整備されている。ヒノキチップを敷き詰めた遊歩道のややカーブした感じが奥行き感、動感を与え、その奥へ向かう旅人の後ろ姿が林に溶けこむように印象的。地味な服装も静寂な雰囲気を醸し出し、ポイントとなったひのきがさをかぶった頭がやや右上を向いている角度も、森と対話しているようで効果的です。	(木曽観光連盟 会長賞) キシー ジッキー タメヌリクダモナノバチ 木曽漆器溜塗果物鉢
優秀賞	キソ 木曽の清流	7. 元 77.77 阿 寺渓谷	かう、マサアキ	ヒノキやサワラなどの針葉樹に遠慮するように明るい川べりに命をつむぐ広葉樹たち。常緑が多くを占める中で、秋の彩りの一瞬を清流とともに捉えました。背景の林、霧が深山の雰囲気を盛り立てています。	(大桑村観光協会 会長賞) 大桑村共通商品券
優秀賞	11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	かも、ウラギツ加子母裏木曽コクユウリン国有林	がどうガワ トシャ 桂川 利也	下の土台となった切り株は樹齢何百年だろうか。その真上に芽生え、成長した新しい命が天に向かい真っすぐに伸びている。朽ちた親株、覆うように四方に伸ばした根が対称的で、力強い生命力とともに森の中で営々と営まれてきた命の連鎖を表現しています。	(一般財団法人 中津川観光 協会賞) 和菓子の詰め合わせ(目録)
優秀賞	**** 大人が夢节	アカサワシゼン キュウョウ 赤沢自然休養 リン 林	^{カラシ} アキラ 中西 章	清流で泳ぐ子どもたち。浮輪が流されないように橋の上からロープを垂らすお父さんたち。夏とはいえ、森から集まった渓流の水は冷たい。自然の中で水浴びを慎重に楽しむ親子の姿を緊張感とともにほほえましく捉えています。	(やさか観光協会 会長賞) ショッピングセンター「サラ」の 商品券
優秀賞	が 流れる宝石と 治サツキ	ァ デラケイコク 阿寺渓谷	プルハタ マサオ 古畑 昌夫	初夏、悠久の森の中を流れる阿寺渓谷の岩壁に咲いたサツキ。針葉樹林が多くを占め乏しい色彩の中で、清流のエメラルドグリーンとサツキの朱色の色彩をバランス良く表現。流れの中のジェット噴射のような白色も動感を出し効果的です。	(王滝観光総合事務所長賞) 御岳スキー場リフト券ほか

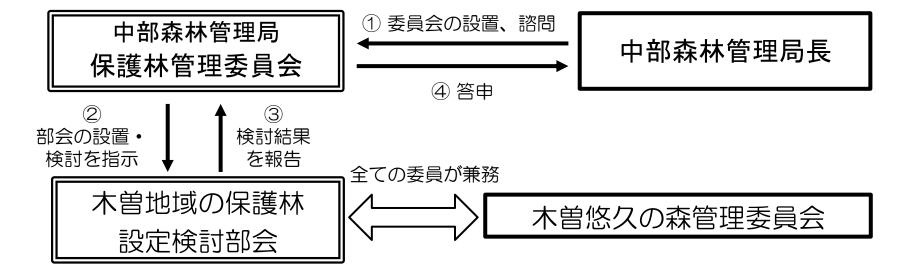
区分	タイトル	撮影場所	受賞者	選評	副賞
優秀賞	^{ユウキュウ} 型 悠久の 森	アカサワシゼン キュタロウ 赤沢自然休養 以 林		芽吹いた広葉樹の葉が茂り、うっそうと暗い針葉樹の森。命の連鎖が営々と続く森の中で、2本の木が合体したようにも見える根がどっしりと、太く、質感高く捉えられています。一帯を支配している「主」のような存在感を誇示しているようです。	(株式会社付知町観光協会賞) 付知峡の「お食事券」

区分	タイトル	撮影場所	受賞者	副賞	備考
入選	渓谷を行く	アカサワシゼン キュウョウ 赤沢自然休養 リン 林	アサノ ナオシゲ 浅野 尚成	(上松観光協会 会長賞) 赤沢自然休養林駐車券ほか	
入選	ュウキュウ モリ 悠久の森の ヵガヤ 輝き	アカサワシゼン キュウヨウ 赤沢自然休養 リン 林	神原 洋子	(上松観光協会 会長賞) 赤沢自然休養林駐車券ほか	
入選	セイリュヴォカワ 清流青川	ッケチ キョウゼン キュ 付知峡自然休 ウヨヴン 養林	大野敦子	(上松観光協会 会長賞) 赤沢自然休養林駐車券ほか	
入選	コウヨウ フタリ 紅葉の二人	ァ デラケイコク 阿寺渓谷	オギヤマ キョカズ 荻山 清和	(上松観光協会 会長賞) 赤沢自然休養林駐車券ほか	
入選	えた。 太古の地	アカサワシゼン キュウヨウ 赤沢自然休養 リン 林	コゴイマモル 小古井 衛	(上松観光協会 会長賞) 赤沢自然休養林駐車券ほか	
入選	末 末洩れ日	ッケチキョウ カンノン タキ 付知峡観音滝	がない できる 近藤 眞智子	(上松観光協会 会長賞) 赤沢自然休養林駐車券ほか	
入選	世の主	アカサワシゼン キュウヨウ 赤沢自然休養 リン 林	シラキ カズオ 白木 一男	(上松観光協会 会長賞) 赤沢自然休養林駐車券ほか	
入選	^{セイレツ} ナガ 清冽な流れと ゼッベキ 絶壁	ァ デラケイコク 阿寺渓谷	ッカハラ タケト 塚原 武人	(上松観光協会 会長賞) 赤沢自然休養林駐車券ほか	
入選	静寂なとりこ し橋	ッケチキョウシゼン キュ 付知峡自然休 ウヨヴン 養林	*************************************	(上松観光協会 会長賞) 赤沢自然休養林駐車券ほか	
入選	子供たちの訪問	ァ デラコクユウリン 阿寺国有林	野尻保夫	(上松観光協会 会長賞) 赤沢自然休養林駐車券ほか	

※50音別、敬称略

木曽地域の保護林の設定に係る委員会について

中部森林管理局



【役割分担】

- ○保護林管理委員会 中部森林管理局管内における、保護林の設定・管理・モニタリングに関する事項、保護林に関連する生物多様性に関する事項について検討し、森林管理局長へ意見を提出する。
- 〇木曽地域の保護林設定検討部会

木曽地域における保護林の設定・変更について検討(保護林管理方針書(案)の作成)し、 その結果を保護林管理委員会へ報告する。

○木曽悠久の森管理委員会 「森林生物多様性復元地域(木曽悠久の森)」における、 具体的な森林の取扱い方針やモニタリングの内容、長期にわたる取組を進める中で生じる 様々な事案について、意見調整や分析・討議等を行い、森林管理局長へ意見を提出する。

27林国経第49号 平成27年9月28日

中部森林管理局長 殿

林野庁長官

保護林制度の改正について

保護林制度は、「保護林設定ニ関スル件」(大正4年6月9日付け林第144号山林局通牒)をもって発足し、以来、学術の研究、貴重な動植物の保護、風致の維持等の面で重要な役割を担い、先駆的な森林等の保護制度として機能してきた。

以降、森林保護に対する国民の要請の高度化・多様化に伴い、それに適応した取扱いを 行ってきたところではあるが、近年の生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法の進歩、保護林の簡素で効率的な管理体制の構築の必要性等を踏まえ、別紙のとおり保護林設定管理要領を定めたので、これに基づき保護林の設定を行うとともに、既存の保護林の再編を図られたい。

また、保護林については、積極的な広報活動を通じて国民の理解を深めるとともに、学術の研究、自然観察教育等の場として、その積極的な活用を図られたい。

なお、本通知の施行に伴い、「保護林の再編・拡充について」(平成元年4月11日付け 元林野経第25号林野庁長官通達。以下「旧保護林通達」という。)を廃止する。

また、旧保護林通達の廃止に伴い、保護林に関連する各種委員会及び旧保護林通達に基づき設置されている保護林については、下記のとおり取り扱うこととしたので、了知されたい。

記

- 1. 本通知施行時に旧保護林通達及び「国有林野における緑の回廊の設定について」(平成12年3月22日付け12林野経第10号林野庁長官通達)に基づき設置されている保護林に関連する各種委員会の取扱いについては、平成27年度末までの間、なお従前の例による。
- 2. 本通知施行前に設定した保護林の取扱いについては、当該保護林が本通知により再編されるまでの間、なお従前の例による。

保護林設定管理要領

第1 趣旨

森林に対する国民の要請の高度化・多様化に伴う平成元年の保護林制度改正から 四半世紀が経過し、この間、生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理 手法が進歩するなど保護林制度をめぐる状況は大きく変化した。

このような変化に対応しつつ国有林野内の森林生態系や希少な野生生物を将来にわたって保護・管理していくため、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分の導入、簡素で効率的な管理体制の再構築、森林生態系を復元する考え方の導入など、今後の保護林の設定・管理における基本的な考え方について定め、もって国有林野における生物多様性の保全に寄与するものとする。

第2 用語の定義

この要領における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 原生的な天然林

伐採記録がない又は伐採記録がない近傍区域と同様の林況を示す天然林。

なお、上層木、下層植生等の一部に人為、移入種等による影響が生じている天 然林であっても、当該天然林が特に保護・管理すべき固有の森林生態系を構成し ている場合はこれに含む。

2 復元

世界的な価値を有しているものの、人為、災害又は同種個体群からの孤立等により自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見を踏まえつつ、目標林型及び技術的手法を定め、それを基にした順応的管理により長期にわたる森林施業等の実施を通じて、潜在的自然植生を基本とした生物群集へ誘導すること。

3 モニタリング

設定後の保護林の状況を的確に把握し、保護林の設定目的に照らして保護林を評価するため「保護林等整備・保全対策実施要領」(平成22年4月9日付け21林国経第64号林野庁長官通達)に定められている「保護林モニタリング調査マニュアル」に基づき実施する継続的な調査

第3 保護林の区分

保護林は、その目的に応じて、森林生態系保護地域、生物群集保護林及び希少個 体群保護林に区分するものとする。

第4 保護林の設定及び管理

- 1 森林生態系保護地域
 - (1) 目的

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした、森林生態系としてのまとまりを持つ区域であって、原則として2,000~クタール以上の規模を有するもの(ただし、島しょ、半島等特殊な環境にあっては、原則として500~クタール以上の規模を有するものとする。)のうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を森林生態系保護地域として設定することができるものとする。

なお、設定する区域には、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天 然林と一体的に保護・管理すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含めること ができるものとする。

(3) 地带区分

森林生態系保護地域は、一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。

ア 保存地区は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とする区域とする。

イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の 役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区 と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理する ことが相応な人工林を含めることができるものとする。

(4) 取扱いの方針

森林生態系保護地域の保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。

ア 保存地区

原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

イ 保全利用地区

- (ア) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層 林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行 を図るものとする。
- (イ) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・ 管理することができるものとする。
- ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。
 - (ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の事由 により必要と認められる行為((エ)に掲げるものを除く。)
 - (イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧 及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる 行為

- (ウ) 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為
- (エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置
- (オ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出
- (カ) 標識類の設置等
- (キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(5) その他

ア 森林生態系保護地域に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐及び漸伐(以下「皆伐等」という。) による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林 施業又は天然生林施業を行うものとする。

- イ 森林生態系保護地域の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要 に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。
- ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

2 生物群集保護林

(1) 目的

地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を生物群集保護林として設定することができるものとする。

ア 自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集が まとまりを持って存在する区域であって、原則として300ヘクタール以上 の規模を有するもの

イ 自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在 し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域であって、 原則として1,000~クタール以上の規模を有するもの

なお、設定する区域には、自然状態が十分保存された天然林と一体的に保護・管理すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含めることができるものとする。

(3) 地带区分

生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区 に区分するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない 場合は、この限りでない。

ア 保存地区は、自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域とする。

イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の 役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区 と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理する ことが相応な人工林を含めることができるものとする。

(4) 取扱いの方針

生物群集保護林の保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。

ア 保存地区

原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

イ 保全利用地区

- (ア) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層 林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行 を図るものとする。
- (4) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・ 管理することができるものとする。
- ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。
 - (ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、復元、その他公益上の事由により必要と認められる行為((エ)に掲げるものを除く。)
 - (イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧 及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる 行為
 - (ウ) 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為
 - (エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置
 - (オ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出
 - (カ) 標識類の設置等
 - (キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(5) 復元

復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の取扱いは次のとおりと する。

ア 復元計画の策定

森林管理局長は、第6の2の(2)の規定により設置される保護林復元部会の意見を踏まえ、復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の復元方法等について取りまとめ、これに基づき次の事項を含む復元計画を策定するものとする。

- (ア) 復元の意義・目的
- (イ) 対象森林の現況と目標林型
- (ウ) 復元対象区域
- (エ) 復元手法・取組方針
- (オ) 実行管理体制
- イ 林野庁との調整

森林管理局長は、復元を行おうとする場合は、あらかじめ意見を付して 林野庁長官の意見を聴くものとする。

ウ 情報の発信

地域住民等を含む国民に向けた取組説明会を定期的に開催し、復元に向けた取組、蓄積された復元技術等について、広く情報発信するものとする。

(6) その他

- ア 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の 変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複 層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものと する。
- イ 生物群集保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応 じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。
- ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

3 希少個体群保護林

(1) 目的

希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群(以下「個体群」という。)の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当する個体群を有し、原則として 当該個体群がその存続に必要な条件を含む 5 ha以上の区域のうち、(1)の目的 から特に保護・管理を必要とする区域を希少個体群保護林として設定すること ができるものとする。設定に際しては野生生物の生育・生息地の他に、個体群 の存続に必要となる更新適地等に配慮するものとする。

- ア 希少化している個体群
- イ 分布限界域等に位置する個体群
- ウ 他の個体群から隔離された同種個体群
- エ 遺伝資源の保護を目的とする個体群
- オ 草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個 体群
- カ 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群
- キ その他保護が必要と認められる個体群

なお、目的とする個体群の消失が懸念される危機的な森林等で、遺伝的に関連のある個体群の生育・生息地、更新適地等が周辺に飛び地として存在する場合には、野生生物の存続に必要な個体群の集合体(メタ個体群)を保護するこ

とを目的に、核となる森林等の周辺の当該飛び地を同一の希少個体群保護林として設定し、保護・管理することができるものとする。

(3) 取扱いの方針

- ア 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。
 - (ア) 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。
 - (イ) 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。
- イ 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。
 - (ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由 により必要と認められる行為((エ)に掲げるものを除く。)
 - (4) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧 及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる 行為
 - (ウ) 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為
 - (エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置
 - (オ) 標識類の設置等
 - (カ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(4) その他

- ア 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境 の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、 複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うもの とする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認めら れる場合を除くものとする。
- イ 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に 応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。
- ウ 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響(エッジ効果)が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。

第5 モニタリング

- 1 森林管理局長は、モニタリング、その他簡素な現況調査により既に設定した保護林の状況を的確に把握するものとする。
- 2 モニタリングは、各保護林の状況を勘案し、以下のいずれかの間隔で実施する ものとする。
 - (1) 5年未満ごと 近い将来に当該地域における絶滅の危険性が極めて高い個体群を保護してい る保護林
 - (2) 5年ごと

- ア 遷移の途中段階にある保護林
- イ 復元を行っている保護林
- ウ 保護対象の個体群の持続性に問題がある保護林
- エ 保護林外部からの影響を受けている保護林
- オ 鳥獣・病害虫被害及び移入種による影響が顕著にある保護林
- カ 温暖化による影響が顕著にある保護林
- キ その他、短期間で大きな変化が想定される保護林
- (3) 10年ごと
 - (1) 及び(2) に該当しない保護林
- 3 モニタリングは、国有林野施業実施計画(以下「実施計画」という。)策定作業の前年度までに実施するものとする。また、10年ごとのモニタリングとした場合に生ずるモニタリングが行われない実施計画策定の周期においては、実施計画策定作業の前年度までに森林官等による巡視、定点撮影、遠隔地については空中写真の確認等の簡素な現況調査を行うものとする。
- 4 植生が極めて安定している等大きな変化が想定されない保護林については、予定されているモニタリングの実施の前年度における第6の1の規定により設置される保護林管理委員会において、翌年のモニタリングの必要性の有無について意見を聴いた上で、次期モニタリング周期においてモニタリングを実施することができるものとする。
- 5 モニタリング等により保護林の状況に変化が確認された場合は、速やかに第7 の3の規定による手続による変更等を行うものとする。

第6 保護林管理委員会

1 保護林管理委員会の設置及び検討事項

森林管理局長は、保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行うため、保護林管理委員会(以下「管理委員会」という。)を設置し、意見を求めるものとする。

- 2 管理委員会の構成及び部会等の設置
 - (1) 管理委員会の構成

管理委員会は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等のうち、森林管理局長が選任した者で構成するものとする。

(2) 部会等の設置

森林管理局長は、必要に応じて管理委員会の下に専門的な検討を行うための 部会等を置くことができるものとする。

ただし、復元を行おうとする場合には、森林管理局長は、管理委員会の下に 保護林復元部会(以下「復元部会」という。)を復元対象保護林ごとに設置す るものとする。復元部会は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方 公共団体、地域の関係者等のうち、森林管理局長が選任した者で構成し、復元 すべき目標林型、復元手法等について検討するものとする。

3 留意事項

- (1) 二以上の森林管理局の管轄区域にわたる事項を検討する場合には、関係する 森林管理局の管理委員会を合同で開催すること等により十分に意思疎通を図 り、事項に係る取扱いの統一を図るものとする。
- (2) 森林管理局長は、簡素で効率的な管理体制の下で保護林の保護・管理を行うため、管理委員会の下に置く部会等については必要最小限とするものとする。

第7 保護林管理方針書

1 作成

森林管理局長は、保護林を設定しようとする場合には、予定箇所についての資料の収集及び必要な調査を実施し、これに基づき保護林ごとに次の事項を内容とする保護林管理方針書(以下「管理方針書」という。)(別紙様式)を作成するものとする。

- (1) 名称
- (2) 面積
- (3) 設定年月日、変更年月日
- (4) 位置及び区域(森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、 保全利用地区のそれぞれの位置及び区域)
- (5) 保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項
- (6) 保護・管理及び利用に関する事項
- (7) モニタリングの実施間隔及び留意事項
- (8) 法令等に基づく指定概況
- (9) その他留意事項
- 2 取扱い

管理方針書は、保護林の管理に活用するほか、管理委員会の参考資料として取り扱うものとする。

3 変更

保護林に係る状況に変化が生じた場合は、管理方針書にその内容を反映するものとし、必要に応じて保護林の変更又は廃止の手続を執るものとする。

第8 民有林との連携

- 1 設定しようとする保護林が民有林と隣接又は近接し、一体として森林生態系の 保護・管理を行うことが可能となる場合には、あらかじめ関係地方公共団体等に 対して当該保護林の目的、保護・管理手法等を説明し、必要に応じて助言を行い、 保護・管理水準の確保に努めるものとする。
- 2 民有林内に分散している国有林を保護林に設定しようとする際、民有林において国有林と同等の管理水準が確保される場合には、分散している国有林の合算面積を保護林設定時の面積要件とすることができるものとする。

第9 国際基準への対応

原則として全ての保護林について、国際基準として認知されている保護地域管理 カテゴリーに分類した上で、世界各国の保護地域に関する情報が集計されている国 際的なデータベースへの登録を進めていくものとする。

第10 その他

- 1 自然環境保全地域、天然記念物等法令に基づき区域指定が行われている区域についても、各保護林の要件を満たす場合には保護林の設定を行い、国有林野事業としての位置付けを明確にした上で、適切な保護・管理を行うものとする。関係する省庁、地方自治体等とは必要に応じて情報交換を行い、一体的な保護林の保護・管理に努めるものとする。
- 2 保護林制度、管内保護林の概況等に関して積極的に国民に情報発信を行い、国 有林の取組に対する国民の理解を深めるものとする。特に保護林内で森林施業を 行う場合には、あらかじめその目的、計画等について科学的な根拠を提示するな ど丁寧に情報を発信するものとする。
- 3 森林管理局長は、それぞれの保護林について名称を付すものとする。名称は、 その保護の対象が分かりやすいものとし、原則として森林生態系保護地域及び生 物群集保護林に関しては、地域、山地、河川名等を付した名称、希少個体群保護 林に関しては、地域及び保護対象野生生物名又は保護対象野生生物名のみを付し た名称とするものとする。
- 4 森林管理局長は、管理方針書を森林管理署長、支署長、森林管理事務所長、森林技術・支援センター所長、森林生態系保全センター所長及び森林ふれあい推進センター所長(以下「森林管理署長等」という。)に周知徹底するとともに、常に保護林の現状を把握し、その適切な保護・管理が行われるよう、森林管理署長等を指導するものとする。
- 5 それぞれの保護林におけるモニタリング、山火事警防等の巡視活動、普及啓発 活動等については、民間のボランティア活動により実施することができるものと する。
- 6 森林管理局長は、保護林の適切な保護・管理のために専門的知見を有する人材 を育成するものとする。

管理方針書

名称	
面積	設定年月日
	変更年月日
位置及び区域	
(森林生態系保護地域及び生物	
群集保護林においては保存地	
区、保全利用地区それぞれの位	
置及び区域)	
保護・管理を図るべき森林	
生態系、個体群に関する事	
項	
保護・管理及び利用に関す	
る事項	
モニタリングの実施間隔及	
び留意事項	
法令等に基づく指定概況	
その他留意事項	

記載要領:

- 1 保護林1箇所ごとに管理方針書を作成する。
- 2 名称は、その保護の対象がわかりやすいものとし、原則として森林生態系保護地域及び生物群集保護林に関しては地域、山地、河川名等を付した名称、希少個体群保護林に関しては地域及び保護対象野生生物名若しくは保護対象野生生物名のみを付した名称とする(例:○○山周辺 森林生態系保護地域、○○川 生物群集保護林、○○(地域名)△△(野生生物名)希少個体群保護林)。なお、保護林再編に際し、旧林木遺伝資源保存林が希少個体群保護林等に移行された場合には、名称中に「遺伝資源」を付することとする(例:□□ (樹種名)遺伝資源 希少個体群保護林)。ただし、旧林木遺伝資源保存林が他の森林生態系保護地域や生物群集保護林に統合された場合にはこの限りでない。
- 3 変更年月日は、面積、管理方針等の異動が発生した時点を記載する。保護林再編が行われた際に名称等が変更された場合は、再編が反映された 国有林野施業実施計画開始年月日(〇〇年4月1日)を記載する。
- 4 保護林の位置及び区域については林小班単位で示すものとする。林小班数が多い場合には、施業実施計画図等指定林小班が判別できる図等を別 添することで代えることができる。
- 5 保護・管理を図るべき森林生態系、個体群は、対象となる野生生物名及びその現況(保護状態、生息状況等)も含めて具体的に記載する。希少個体群保護林については、保護林設定管理要領第4の3の(2)に掲げる項目(ア:希少化している個体群 イ:分布限界域等に位置する個体群 ウ:他の個体群から隔離された同種個体群 エ:遺伝資源の保護を目的とする個体群 オ:草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群 カ:温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群 キ:その他保護が必要と認められる個体群)のうち、該当するものを記載する(複数可)。なお、保護林再編に際し、旧森林生物遺伝資源保存林及び旧林木遺伝資源保存林が新たな保護林に移行・統合等された場合には、遺伝資源の所在の継続的な把握のため、移行・統合される以前の保護林の名称並びにその保護対象野生生物名及び所在区域(林小班等)を明示する。
- 6 保護・管理及び利用に関する事項は、これまでの保護・管理事業等の経過及び今後の保護・管理及び利用の方針を記載する。
- 7 モニタリングの実施間隔は、保護林の状況に応じて下記基準に照らしつつ検討し記載する。
- (1) 5年未満ごとにモニタリング:近い将来に当該地域における絶滅の危険性が極めて高い個体群を保護している保護林
- (2) 5年ごとにモニタリング:遷移の途中段階にある、復元を行っている、保護対象の個体群の持続性に問題がある、保護林外部からの影響を受けている、鳥獣・病害虫及び移入種による影響が顕著にある、温暖化による影響が顕著にある、短期間で大きな変化が想定される等の保護林
- (3) 10年ごとにモニタリング: (1)及び(2)に該当しない保護林
 - モニタリングの留意事項は、モニタリング実施時に特に留意すべき調査項目、対象等について必要に応じて記載する。
- 8 法令等に基づく指定概況は、保護林内における保安林、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、生息地等保護区、天然記念物、ラムサール 条約湿地、世界遺産、ユネスコエコパーク及びジオパーク等の指定概況について具体的に記載する。
- 9 その他留意事項は、当該保護林に係る文献、標識その他の施設の設置状況等を具体的に記載する。また、当該保護林の名称変更・統合等に関する履歴についても、直近のものだけでなく過去のものも含めて網羅的に記載する。

別紙

保護林の再編・拡充について(平成元年4月11日付け元林野経第25号林野庁長官通達)の新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後 現 行

別紙

保護 林設 定管 理 要領

第1 趣旨

森林に対する国民の要請の高度化・多様化に伴う平成元年の保護林制度改正から四半世紀が 経過し、この間、生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法が進歩するなど保 護林制度をめぐる状況は大きく変化した。

このような変化に対応しつつ国有林野内の森林生態系や希少な野生生物を将来にわたって保護・管理していくため、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分の導入、簡素で効率的な管理体制の再構築、森林生態系を復元する考え方の導入など、今後の保護林の設定・管理における基本的な考え方について定め、もって国有林野における生物多様性の保全に寄与するものとする。

第2 用語の定義

この要領における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 原生的な天然林

伐採記録がない又は伐採記録がない近傍区域と同様の林況を示す天然林。

なお、上層木、下層植生等の一部に人為、移入種等による影響が生じている天然林であっても、当該天然林が特に保護・管理すべき固有の森林生態系を構成している場合はこれに含む。

2 復元

世界的な価値を有しているものの、人為、災害又は同種個体群からの孤立等により自立的 復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見を踏まえつつ、目標林型及 び技術的手法を定め、それを基にした順応的管理により長期にわたる森林施業等の実施を通 じて、潜在的自然植生を基本とした生物群集へ誘導すること。

別紙

保護林設定要領

第1 趣 旨

近年、国民の価値観の多様化に伴い、森林に対する国民の要請についても自然とのふれあい、情操のかん養の場としての利用や、良質な自然環境としての保護を求めるものが増加するなど、その内容が高度化、多様化している。なかでも、優れた景観を呈し、多様な動植物が生息する原生的な天然林を比較的多く有する国有林において、その保護を求める声が高まっている。

このような情勢に対応して、国有林野事業の管理経営との調整を図りつつ、国有林野内における貴重な自然環境としての天然林等の保護を適切に図ることにより、国有林野事業に対する国民の多様な要請にこたえるため、保護林の区分体系を新たに見直し、今後の保護林の設定に当たっての考え方、設定手続、取扱いの方針、留意事項等について定めるものとする。

(新設)

3 モニタリング

設定後の保護林の状況を的確に把握し、保護林の設定目的に照らして保護林を評価するため「保護林等整備・保全対策実施要領」(平成22年4月9日付け21林国経第64号林野庁長官通達)に定められている「保護林モニタリング調査マニュアル」に基づき実施する継続的な調査

第3 保護林の区分

保護林は、その目的に応じて、森林生態系保護地域、<u>生物群集保護林</u>及び<u>希少個体群保護林</u>に区分するものとする。

第4 保護林の設定及び管理

1 森林生態系保護地域

<u>(1)</u> 目的

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした、 森林生態系としてのまとまりを持つ区域であって、原則として2,000ヘクタール以上の規模を有するもの(ただし、島しょ、半島等特殊な環境にあっては、原則として500ヘクタール以上の規模を有するものとする。)のうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を森林生態系保護地域として設定することができるものとする。

なお、<u>設定</u>する区域には、<u>我が国の気候帯又は森林帯を代表する</u>原生的な天然林と一体的に保護・管理すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含めることができるものとする。

第2 保護林の区分

保護林は、その目的に応じて、森林生態系保護地域、<u>森林生物遺伝資源保存林、林木遺伝資源保存林、植物群落保護林、特定動物生息地保護林、特定地理等保護林及び郷土の森</u>に区分するものとする。

第3 森林生態系保護地域

<u>1</u> <u>目</u>的

森林生態系保護地域は、原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的とする。

<u>2</u> 設定の<u>基準</u>

- (1) 森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、1の目的から特に保護を 必要とする区域を、森林生態系保護地域として指定することができるものとする。
- ア 我が国の主要な森林帯を代表する原生的な天然林の区域であって、原則として1,000~ クタール以上の規模を有するもの
- <u>イ</u> その地域でしか見られない特徴を持つ希少な原生的な天然林の区域であって、原則として500~クタール以上の規模を有するもの

なお、<u>指定</u>する区域には、原生的な天然林と一体的に<u>保存</u>すべき草地、湿地、高山帯、 岩石地等を含むことができるものとする。

- (2) (1)における原生的な天然林は、次の区域とするものとする。
- ア 伐採が行われた記録のない区域
- <u>イ</u> <u>択伐が行われた記録がある区域であって、伐採が行われた記録のない近傍の区域と同様の森林の状況を呈している区域</u>

(3) 地带区分

森林生態系保護地域は、<u>当該地域に</u>保存地区及び保全利用地区の<u>両方の地区が含まれるよ</u>うに設定するものとする。

- <u>ア</u> 保存地区は、<u>我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とする区</u> 域とする。
- <u>イ</u> 保全利用地区は、保存地区に<u>外部からの</u>影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果た すために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体 とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めること ができるものとする。

(削る。)

3 地帯区分

森林生態系保護地域は、保存地区及び保全利用地区の2地区に区分するものとする。

- (1) 保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図るものとする。
- (2) 保全利用地区は、保存地区<u>の森林</u>に外部の<u>環境変化の</u>影響が直接及ばないよう<u>、</u>緩衝の 役割を果すものとする。

4 設定手続

- (1) 森林管理局長は、森林生態系保護地域を設定しようとする場合には、あらかじめ予定箇所についての資料の収集及び必要な調査を実施し、これに基づき次の事項を内容とする森林生態系保護地域の設定案を作成するものとする。
- ア 森林生態系保護地域の位置及び区域
- <u>イ</u> 保存地区及び保全利用地区の位置及び区域
- <u>ウ</u> 森林生態系保護地域において保存を図るべき生物等に関する事項
- エ 森林生態系保護地域の管理に関する事項
- オ 森林生態系保護地域の利用に関する事項
- カ その他留意事項
- (2) 森林管理局長は、森林生態系保護地域の選定に当たっては、植生や植物群落等に関する 既往の資料等を十分参考にするものとする。
- (3) 森林管理局長は、設定案の作成に際し、次の事項に留意するものとする。
- ア 保存地区の設定
 - (ア) 最も原生的状況を呈する天然林の区域であること。
 - (1) 1の目的から必要と考えられる植物群落の多様性、動物の分布及び繁殖状況等の森林の生態的特性を確保するのに必要な広がりを持つこと。
- イ 保全利用地区の設定
 - (ア) 保存地区の森林に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果すために必要と考えられる広がりを持つこと。
 - (イ) 試験研究、森林の教育的利用及び森林レクリエーション等の場として活用されるこ

(4) 取扱いの方針

森林生態系保護地域の保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。

ア 保存地区

原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

- イ 保全利用地区
 - (7) 天然林については保存地区と<u>同様</u>とし、<u>人工林については育成複層林施業等</u>を 行うことができる<u>ものとして、</u>将来的には天然林への移行を図るものとする。
 - (1) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。

とが期待されるものであること。

- (ウ) 農林業等地域の産業との調整が図られていること。
- (4) 森林管理局長は、森林生態系保護地域を設定しようとする場合には、あらかじめ次の各号に留意して設定のための委員会を設置し、森林生態系の維持の必要性、農林業等を通じた地域振興との調整等総合的な見地から、設定案について意見を求めるものとする。
- ア 委員会は、原則として森林管理局ごとに設けるものとする。
- イ 2以上の森林管理局の管轄区域にわたり森林生態系保護地域を設定しようとする場合 には、関係する森林管理局(以下「関係局」という。)の委員会を合同で開催とすること 等により、関係局間で十分意思の疎通を図り、当該森林生態系保護地域の区域及び取扱 いの統一を図るものとする。
- ウ <u>委員会は、森林生態学、植物学、動物学、環境保全等の各分野の学識経験者、林業等</u> についての有識者及び関係地方公共団体の長により構成するものとする。
- (5) 森林管理局長は、設定案について委員会の意見を聴き、必要に応じて関係局間の調整を 図った上で、設定案の内容に即して国有林野施業実施計画の策定又は変更を行い、森林生 態系保護地域の設定を行うものとする。
- (6) 森林管理局長は、森林生態系保護地域の設定に当たり、別紙様式1の保護林台帳を作成、整備するものとする。
- <u>5</u> 取扱の方針
 - (1) 保存地区の森林については、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。
 - (2) 保全利用地区の森林については、原則として保存地区と同質の天然林とし、木材生産を 目的とする森林施業は行わないものとする。ただし、原生的な天然林の保存を図るために 一体的に保全・管理することが相応な人工林を含める場合は、複層林施業等を行うことが できるものとするが、将来的には天然林への移行を図るよう取り扱うものとする。
 - (3) 保全利用地区においては、自然的条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行 為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用が行えるものとし、このため必要な 道路、建物等の施設は、保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で設置することができる ものとする。

また、枯損木及び被害木の伐倒、搬出を行うことができるものとする。

ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。

- (7) 学術の研究、<u>自然観察教育、遺伝資源の利用</u>その他<u>の</u>公益上の事由により必要と認められる行為((エ)に掲げるものを除く。)
- (1) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれら に係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為
- (ウ) 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為
- (エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置
- (オ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出
- (カ) 標識類の設置等
- (キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(削る。)

(4) 森林管理局長は、既に設定した森林生態系保護地域の状況を的確に把握し、今後の適切 な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、国有林野施業実施計画策定作業の 前年度までにモニタリング調査を実施するものとする。

なお、モニタリング調査の実施は、「保護林モニタリング調査マニュアル」(平成19年7月 林野庁作成)によるものとし、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関と連携を図り、 既存の各種調査データの活用等効率的な実施に努めるものとする。

- (5) モニタリング調査の結果は、それぞれの森林生態系保護地域の機能の維持確保の観点から、植生保護・回復や外来種対策など必要な対策を講じるなど森林生態系保護地域の保全・管理に適切に反映させるものとする。
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、森林生態系保護地域については、次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。

なお、研究者等がアに掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ森林管理署長等に 許可を得るものとし、森林管理署長等は、研究者等から申請があった場合は、その内容を 審査し、特段の問題がない場合には、これを許可するものとする。

- <u>ア</u> 生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為
- <u>イ</u> 非常災害<u>のため応急措置として行う次の</u>行為
 - (ア) 山火事の消火等
 - (イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置
- ウ 標識類の設置等
- エ その他法令等の規定に基づき行うべき行為

6 区域の変更等

- (1) 森林管理局長は、既に設定した森林生態系保護地域について、公益上その他やむを得ない事由により森林生態系保護地域として存置することが困難と判断される場合、または、 周辺の森林について保護林として保全・管理することが必要と認められる場合には、当該 森林生態系保護地域の区域の変更又は解除を行うことができるものとする。
- (2) 森林生態系保護地域の区域の変更又は解除を行うに当たっては、4の手続きによるものとする。ただし、災害復旧等緊急を要する場合は、この限りではない。

(5) その他

<u>ア</u> 森林生態系保護地域に外接する森林においては、<u>当該保護林</u>の急激な環境の変化を 避けるため、原則として皆伐<u>及び漸伐(以下「皆伐等」という。)</u>による施業は行わ ないものとし、<u>複層伐及び</u>択伐を中心とした<u>育成複層林施業</u>又は天然生林施業を行う ものとする。

<u>イ</u> (略)

ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合には、この限りでない。

2 生物群集保護林

<u>(1)</u> 目的

地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自 然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研 究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を生物群集保護林として設定することができるものとする。

- <u>ア</u> 自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを 持って存在する区域であって、原則として300~クタール以上の規模を有するもの
- <u>イ</u> 自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在し、今後、 復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域であって、原則として1,000~ クタール以上の規模を有するもの

なお、設定する区域には、自然状態が十分保存された天然林と一体的に保護・管理すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含めることができるものとする。

(3) 地带区分

生物群集保護林は、原則として当該地域に保存地区及び保全利用地区の両方の地区が含まれるように設定するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りでない。

ア 保存地区は、自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域とする。

7 その他

(1) 森林管理局長は、<u>保全利用地区</u>に外接する森林においては、<u>森林生態系保護地域</u>の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、<u>複層林施業</u>、 択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施業を行うものとする。

(2) (略)

(3) 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を<u>すべて</u>取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を<u>すべて</u>取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合には、この限りでない。

(新設)

イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果た すために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体 とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めること ができるものとする。

(4) 取扱いの方針

生物群集保護林の保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。

ア 保存地区

原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

- イ 保全利用地区
 - (7) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を 行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。
 - (4) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。
- ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。
 - (7) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、復元、その他公益上の事由により必要と認められる行為(エ)に掲げるものを除く。)
 - (イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれら に係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為
 - (ウ) 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為
 - (エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置
 - (オ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出
 - (カ) 標識類の設置等
 - (キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(5) 復元

復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の取扱いは次のとおりとする。

ア 復元計画の策定

森林管理局長は、第6の2の(2)の規定により設置される保護林復元部会の意見を 踏まえ、復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の復元方法等について取 りまとめ、これに基づき次の事項を含む復元計画を策定するものとする。

- (ア) 復元の意義・目的
- (イ) 対象森林の現況と目標林型

- (ウ) 復元対象区域
- (エ) 復元手法・取組方針
- (オ) 実行管理体制
- イ 林野庁との調整

森林管理局長は、復元を行おうとする場合は、あらかじめ意見を付して林野庁長官 の意見を聴くものとする。

ウ 情報の発信

地域住民等を含む国民に向けた取組説明会を定期的に開催し、復元に向けた取組、 蓄積された復元技術等について、広く情報発信するものとする。

(6) その他

- ア 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。
- <u>イ</u> 生物群集保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。
- ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

3 希少個体群保護林

(1) 目的

希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物 個体群(以下「個体群」という。)の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当する個体群を有し、原則として当該個体群がその存続に必要な条件を含む5ha以上の区域のうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を希少個体群保護林として設定することができるものとする。設定に際しては野生生物の生育・生息地の他に、個体群の存続に必要となる更新適地等に配慮するものとする。

- ア 希少化している個体群
- イ 分布限界域等に位置する個体群
- ウ 他の個体群から隔離された同種個体群
- エ 遺伝資源の保護を目的とする個体群
- オ 草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群
- カ 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群
- キ その他保護が必要と認められる個体群

なお、目的とする個体群の消失が懸念される危機的な森林等で、遺伝的に関連のある個体群の生育・生息地、更新適地等が周辺に飛び地として存在する場合には、野生生物の存続に必要な個体群の集合体(メタ個体群)を保護することを目的に、核となる森林等の周辺の当該飛び地を同一の希少個体群保護林として設定し、保護・管理することができるものとする。

(3) 取扱いの方針

- ア 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。
 - (7) 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。
 - (1) 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育 ・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境 創出等を行うことができるものとする。
- イ 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。
 - (ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の事由により必要と認められる行為((エ)に掲げるものを除く。)
 - (イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれら に係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為
 - (ウ) 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為
 - (エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置
 - (オ) 標識類の設置等
 - (カ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(4) その他

ア 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環

境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。

- <u>イ</u> 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を 明確にするため、標識の設置を行うものとする。
- ウ 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響(エッジ効果)が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。

(削る。)

第4 森林生物遺伝資源保存林

<u>1</u> 目 的

森林生物遺伝資源保存林は、森林と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源を 対象として、森林生態系内に広範に保存することを目的とする。

2 設定の基準

森林管理局長は、第3の規定により設定される保護林の区域以外の地域であって、次に掲げる基準を満たすもののうち、1の目的から特に保存を必要とする区域を、森林生物遺伝資源保存林に指定することができるものとする。なお、指定する区域には、自然状態が十分保存された天然林と一体的に保存すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含むことができるものとする。

(1) 保存を図る生物遺伝資源

森林生物遺伝資源保存林において保存を図る生物遺伝資源は、我が国の森林生態系の類型を代表する森林等と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源で、将来の利用可能性を有するものとする。

(2) 森林生物遺伝資源保存林を設定する森林

森林生物遺伝資源保存林を設定する森林は、森林と一体となって森林生態系を構成する 生物の遺伝資源で将来の利用可能性を有するものについて、安定的かつ恒久的な保存を図 るため、当該立地条件等に即して必要な規模の個体数及び面積等を確保することとし、次 の各号のいずれかに該当するものとする。

- ア 我が国の森林生態系の類型を代表し、自然状態が十分保存された天然林を主体とする 森林であって、原則として1,000~クタール以上の規模を有するもの。
- <u>イ</u> その地域でしか見られない特徴を持つなど地域の森林生態系の類型を代表し、自然状

<u>態が十分保存された天然林を主体とする森林であって、原則として500へクタール以上の</u> 規模を有するもの。

3 設定手続

- (1) 林野庁長官は、2(2)アの森林生物遺伝資源保存林の設定に関して、特に重点的に遺伝資源の保存を図る必要のある生物、全国における森林生物遺伝資源保存林のおおむねの配置及びその各々の森林内容等森林生物遺伝資源保存林設定に関する基本計画を定め、森林管理局長に通知するものとする。
- (2) 林野庁長官は、森林生物遺伝資源保存林設定に関する基本計画を定めようとするときは、 森林生態学、植物学、動物学、林木育種、環境保全等の各分野の学識経験者、林業等についての有識者及び関係機関の職員等から、意見を聴くものとする。
- (3) 森林管理局長は、森林生物遺伝資源保存林設定に関する基本計画に基づいて2(2)アの森 林生物遺伝資源保存林を設定するものとする。
- (4) 森林管理局長は、(3)に関わらず、地域の森林生態系の状態を勘案し特に重点的に遺伝資源の保存を図る必要がある場合には、2(2)イの森林生物遺伝資源保存林を設定することができるものとする。
- (5) 森林管理局長は、2(2)ア及びイの森林生物遺伝資源保存林を設定しようとする場合には、 あらかじめ予定箇所についての資料の収集及び必要な調査を実施し、これに基づき次の事 項を内容とする当該森林生物遺伝資源保存林の設定案を作成するものとする。
 - ア 森林生物遺伝資源保存林の位置及び区域
 - <u>イ</u> 特に重点的に遺伝資源の保存を図る必要がある生物
- ウ 森林生物遺伝資源保存林における森林施業等森林生物遺伝資源保存林の管理及び利用 に関する事項
- 工 森林生物遺伝資源保存林における森林施業等森林生物遺伝資源保存林の管理及び利用 に関して調査・研究すべき事項
- (6) 森林管理局長は、森林生物遺伝資源保存林の選定に当たっては、植生や植物群落等に関する既往の資料等を十分参考にするものとする。
- (7) 森林管理局長は、森林生物遺伝資源保存林を設定しようとする場合には、あらかじめ次の各号に留意して設定のための委員会を設置し、設定案について意見を求めるものとする。
- <u>ア</u> <u>委員会は、原則として森林管理局ごとに設けるものとする。</u>
- <u>イ</u> 2以上の森林管理局の管轄区域にわたり森林生物遺伝資源保存林を設定しようとする

場合には、関係局の委員会を合同で開催すること等により、関係局間で十分意思の疎通 を図り、当該森林生物遺伝資源保存林の区域及び取扱いの統一を図るものとする。

- ウ 委員会は、森林生態学、植物学、動物学、林木育種、環境保全等の各分野の学識経験 者、林業等についての有識者及び関係機関の職員等により構成するものとする。
- (8) 森林管理局長は、設定案について委員会の意見を聴き、必要に応じて関係局間の調整を 図った上で、設定案の内容に即して国有林野施業実施計画の策定又は変更をもって、森林 生物遺伝資源保存林の設定を行うものとする。
- (9) 森林管理局長は、森林生物遺伝資源保存林の設定に当たり、別紙様式1の保護林台帳を 作成、整備するものとする。

4 取扱いの方針

- (1) 森林生物遺伝資源保存林については、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるも のとする。ただし、保存を図る生物遺伝資源の安定的かつ恒久的な保存を図るために必要 な場合は、(2)に定めるところにより、必要な森林施業を行うことができる。
- (2) 森林生物遺伝資源保存林における森林施業は、それぞれの森林生物遺伝資源保存林を構 成する生物の遺伝資源の遺伝的多様性を損なわないことを基本として、3(5)ウにおいて定 めた事項に留意の上、森林管理局長が施業方法を定めて行うものとする。
- (3) 森林生物遺伝資源保存林における遺伝、育種に係る調査・研究のほか、森林生態学等広 節な分野の学術的な調査・研究に必要な場合は、林木のジーンバンク事業等を通じて、生 物遺伝資源及びこれらに関する情報を、広く一般の利用に供することとして、森林生物遺 伝資源保存林の機能を捐なわない範囲内で森林生物遺伝資源保存林を開放するものとする。 なお、利用に当たっての手続き等は、次によるものとする。

 - ア 研究者等が調査、試料の採取を行おうとする場合、あらかじめ森林管理署長等(森林 管理局長(森林管理局が直轄で管理する区域に係るものに限る。)、森林管理署長及び森 林管理署支署長をいう。) に許可を得るものとする。
 - イ 森林管理署長等は、研究者等から利用の申請があった場合には、その内容を審査し 特段の問題がない場合にはこれを許可するものとする。

審査に当たって、必要に応じ独立行政法人森林総合研究所の意見を求めるものとする。

- ウ 次に該当する場合は、許可しないものとする。
 - (7) 堅固な施設の設置等現状回復が困難な行為が予想される場合。
 - (イ) その他、調査・研究の計画からみて、森林生物遺伝資源の保存に支障を及ぼす恐れ

が見込まれる場合。

(4) 森林管理局長は、既に設定した森林生物遺伝資源保存林の状況を的確に把握し、今後の 適切な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、国有林野施業実施計画策定作 業の前年度までにモニタリング調査を実施するものとする。

なお、モニタリング調査の実施は、「保護林モニタリング調査マニュアル」によるものとし、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関と連携を図り、既存の各種調査データの活用等効率的な実施に努めるものとする。

- (5) モニタリング調査の結果は、それぞれの森林生物遺伝資源保存林の機能の維持確保の観点から、植生保護・回復や外来種対策など必要な対策を講じるなど森林生物遺伝資源保存 林の保全・管理に適切に反映させるものとする。
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、森林生物遺伝資源保存林については、次に掲げる 行為については、必要に応じて行うことができるものとする。
 - ア 非常災害のため応急措置として行う次の行為
 - (ア) 山火事の消火等
 - (イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置
 - イ 標識類の設置等
 - ウ 自然観察教育のための軽微な施設の設置
 - 工 その他法令等の規定に基づき行うべき行為

5 区域の変更等

- (1) 森林管理局長は、既に設定した森林生物遺伝資源保存林について、公益上その他やむを 得ない事由により森林生物遺伝資源保存林として存置することが困難と判断される場合、 または、周辺の森林について森林生物遺伝資源保存林として保全・管理することが必要と 認められる場合には、当該森林生物遺伝資源保存林の区域の変更又は解除を行うことがで きるものとする。
- (2) 森林生物遺伝資源保存林の区域の変更又は解除を行うに当たっては、3の手続きによるものとする。ただし、災害復旧等緊急を要する場合は、この限りではない。

<u>6</u> その他

(1) 森林管理局長は、森林生物遺伝資源保存林に外接する森林においては、森林生物遺伝資源保存林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものと

(削る。)

し、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施業を行うものとする。

(2) 森林生物遺伝資源保存林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。

第5 林木遺伝資源保存林

1 目 的

林木遺伝資源保存林は、主として林木の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保 存することを目的とする。

2 設定の基準

森林管理局長は、第3及び第4の規定により設定される保護林の区域以外の地域であって、 次に掲げる基準を満たすもののうち、特に保存を必要とする区域を林木遺伝資源保存林に指 定することができる。

(1) 保存を図る生物遺伝資源

林木遺伝資源保存林において保存を図る生物遺伝資源は、次に掲げる主要林業樹種及び 稀少樹種等(以下「保存対象樹種」という。)に係る林木遺伝資源とする。

なお、1つの林木遺伝資源保存林において2つ以上の樹種を保存対象とすることができる。

また、これらの林木遺伝資源の保存に支障がない限り、当該林木遺伝資源保存林内に存する将来の利用可能性を持つ他の生物遺伝資源の保存にも努めることとする。

ア 針葉樹

イチイ、キャラボク、カヤ、モミ、ウラジロモミ、アオモリトドマツ、シラベ、トドマツ、トガサワラ、ツガ、コメツガ、エゾマツ、アカエゾマツ、トウヒ、ヤツガタケトウヒ、ハリモミ、カラマツ、アカマツ、クロマツ、ヒメコマツ、チョウセンゴヨウ、アマミゴヨウ、キタゴヨウ、ハッコウダゴヨウ、リュウキュウマツ、コウヤマキ、スギ、ヒノキ、サワラ、ネズコ、アスナロ、ヒノキアスナロ、その他地域に固有な希少樹種等。

<u>イ</u> 広葉樹

ドロノキ、ヤマナラシ、オニグルミ、サワグルミ、イヌシデ、アカシデ、ウダイカン バ、シラカンバ、ダケカンバ、ミズメ、ハンノキ、ブナ、イヌブナ、ミズナラ、モンゴ リナラ、コナラ、カシワ、クヌギ、アカガシ、シラカシ、アラカシ、ウバメガシ、クリ、

ツブラジイ、ハルニレ、オヒョウ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クスノキ、タブノキ、 イスノキ、キハダ、イタヤカエデ、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、シオジ、ヤチダモ、 その他地域に固有な希少樹種等。

(2) 林木遺伝資源保存林を設定する森林

林木遺伝資源保存林を設定する森林は、原則として天然林とするが、特に必要がある場合は人工林であることを妨げないものとする。

(3) 林木遺伝資源保存林の規模

保存対象樹種の安定的かつ恒久的な保存を図るため、林木遺伝資源保存林の1箇所当たりの保存対象樹種ごとの個体数及び生立状態については、原則として繁殖力の旺盛な個体を集団的に100本程度以上含むものとし、ただし、次に掲げるものについてはこの限りではないが、基準に最も近い個体数及び生立状態のものを確保するものとする。

- ア 樹種特性上群生しにくい樹種
- <u>イ</u> 樹種特性上は群生する樹種であっても、分布限界地等に位置するため基準に達する林 分がないもの

3 設定手続

- (1) <u>林木遺伝資源保存林は、保存対象樹種の遺伝的多様性を確保するため、当該樹種の天然</u> 分布地から幅広く設定箇所を選定するものとする。
 - ア 設定箇所は、原則として、保存対象樹種の全国における主要な天然分布地を対象として気候帯(全国を気温、降水、日照率等により別図のとおり区分する。)ごとに選定する。 この場合、選定する林分は当該気候帯における当該樹種の代表的林相を呈するものとする。
- イ また、全国における天然分布の北限及び南限並びに隔離分布地も選定の対象とする。 この場合、北限及び南限については分布限界地又はその近傍から、隔離分布地についてはその中心地又はその近傍からそれぞれ選定するものとする。
- (2) 各森林管理局における1樹種1気候帯当たりの設定箇所数は、原則として1箇所とするが、天然分布域の狭い保存対象樹種についてはこの限りでない。
- (3) 森林管理局長は、林木遺伝資源保存林の選定に当たっては、保存対象樹種及び設定箇所 の選定並びに設定する面積の規模について、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関等 の意見を聴くほか、森林管理局別気候帯別重点樹種(別表)等既往の資料を十分参考とす るものとする。

- (4) 森林管理局長は、林木遺伝資源保存林の設定に先立ち、林木遺伝資源保存林調査要領(別添)により現地調査等を行うものとする。
- (5) 森林管理局長は、国有林野施業実施計画の策定又は変更をもって、林木遺伝資源保存林の設定を行うものとする。
- (6) 森林管理局長は、林木遺伝資源保存林の設定に当たり、別紙様式2の林木遺伝資源保存 林台帳を作成、整備するものとする。

<u>4</u> 取扱いの方針

(1) 林木遺伝資源保存林については、保存対象樹種の安定的かつ恒久的な存続を図るとともに、その遺伝的多様性を損なわない保全・管理を行うこととする。

<u>このために必要な森林施業については、次の事項に留意の上、森林管理局長が施業方法</u>を定めて行うものとする。

<u>ア</u> 更新は、原則として天然更新によることとし、保存対象樹種の特性を勘案して、必要 に応じて地表処理刈出し等の更新補助作業や保育作業を行う。

なお、保存対象樹種の更新を図るために林木遺伝資源保存林内に人工下種又は植え込みを行う場合は、当該林木遺伝資源保存林から採取した種穂又はこれから養成した苗木を用いる。

- イ 伐採は、保存対象樹種の特性及び更新の現況を勘案し、保存対象樹種の安定的かつ恒 久的な存続を図ることを目的として行う。その場合の伐採方法は、原則として枯損木及 び被害木の除去を中心とした弱度の択伐とする。また、特定の樹種・形質に偏った伐採 は行わない。
- (2) 林木遺伝資源保存林における遺伝、育種に係る調査・研究のほか、森林生態学等広範な分野の学術的な調査・研究に必要な場合は、林木のジーンバンク事業等を通じて、遺伝資源及びこれに関する情報を、広く一般の利用に供することとして、林木遺伝資源保存林の機能を損なわない範囲内で林木遺伝資源保存林を開放するものとする。

なお、利用に当たっての手続き等は、次によるものとする。

- <u>ア</u> 研究者等が調査、試料の採取を行おうとする場合、あらかじめ森林管理署長等に許可 を得るものとする。
- <u>イ</u> 森林管理署長等は、研究者等から利用の申請があった場合には、その内容を審査し、 特段の問題がない場合にはこれを許可するものとする。

審査に当たって、必要に応じ独立行政法人森林総合研究所の意見を求めるものとする。

- ウ 次に該当する場合は、許可しないものとする。
 - (7) 堅固な施設の設置等現状回復が困難な行為が予想されている場合。
 - (1) その他、調査・研究の計画からみて、林木遺伝資源の保存に支障を及ぼす恐れが見込まれる場合。
- (3) 森林管理局長は、既に設定した林木遺伝資源保存林の状況を的確に把握し、今後の適切な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、国有林野施業実施計画策定作業の前年度までにモニタリング調査を実施するものとする。

なお、モニタリング調査の実施は、「保護林モニタリング調査マニュアル」によるものとし、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関と連携を図り、既存の各種調査データの活用等効率的な実施に努めるものとする。

- (4) モニタリング調査の結果は、それぞれの林木遺伝資源保存林の機能の維持確保の観点から、植生保護・回復や外来種対策など必要な対策を講じるなど林木遺伝資源保存林の保全・管理に適切に反映させるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、林木遺伝資源保存林については、次に掲げる行為は行うことができるものとする。
 - ア 非常災害のため応急措置として行う次の行為
 - (ア) 山火事の消火等
 - (イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置
 - <u>イ</u> 標識類の設置等
 - ウ 自然観察教育のための軽微な施設の設置
 - 工 その他法令等の規定に基づき行うべき行為

5 区域の変更等

- (1) 森林管理局長は、既に設定した林木遺伝資源保存林について、公益上その他やむを得ない事由により林木遺伝資源保存林として存置することが困難と判断される場合、または、 周辺の森林について林木遺伝資源保存林として保全・管理することが必要と認められる場合には、当該地域の区域の変更又は解除を行うことができるものとする。
- (2) 林木遺伝資源保存林の区域の変更又は解除を行うに当たっては、3の手続きによるものとする。ただし、災害復旧等緊急を要する場合は、この限りではない。

6 その他

(削る。)

- (1) 森林管理局長は、林木遺伝資源保存林に外接する森林においては、林木遺伝資源保存林 の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層 林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施業を行うものとする。
- (2) 林木遺伝資源保存林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、境界の表示を行うものとする。

第6 植物群落保護林

1 目 的

植物群落保護林は、我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群 落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、 学術研究等に資することを目的とする。

2 設定の基準

森林管理局長は、第3から第5までの規定により設定される保護林の区域以外の地域であって、次に掲げる基準を満たすもののうち、特に保護を必要とする区域を植物群落保護林に指定することができるものとする。

- (1) 希少化している植物群落が存する地域
- (2) 全国的には比較的一般的な植物群落であるが、分布限界等に位置する植物群落が存する 地域
- (3) 湿地、高山帯等、特殊な立地条件の下に成立している植物群落が存する地域
- (4) 歴史的、学術的に価値の高いものとして伝承されてきた巨木等が存する地域
- (5) その他保護が必要と認められる植物群落及び個体が存する地域

<u>3</u> 設定手続

- (1) 森林管理局長は、植物群落保護林を設定しようとする場合には、当該箇所の植物群落に 係る資料の収集及び必要な調査を行うとともに、必要に応じ独立行政法人森林総合研究所 等の関係機関等の意見を聴いて、次の事項を定め植物群落保護林の選定を行うものとする。
- ア 植物群落保護林の位置及び区域
- イ 植物群落保護林の保護及び管理に関する事項
- (2) 森林管理局長は、国有林野施業実施計画の策定又は変更をもって、植物群落保護林の設定を行うものとする。

(3) 森林管理局長は、植物群落保護林の設定に当たり、別紙様式1の保護林台帳を作成、整備するものとする。

4 取扱いの方針

- (1) 植物群落保護林については、植物群落等の状況に応じ次により取り扱うものとする。
 - <u>ア</u> 極盛相にある植物群落等を対象とするものについては、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねた保護及び管理を行う。
 - <u>イ</u> <u>遷移の途中相にある植物群落等を対象とするものについては、その現状の維持に必要な森林施業を行うことができるものとする。</u>
- (2) 森林管理局長は、既に設定した植物群落保護林の状況を的確に把握し、今後の適切な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、国有林野施業実施計画策定作業の前年度までにモニタリング調査を実施するものとする。

なお、モニタリング調査の実施は、「保護林モニタリング調査マニュアル」によるものとし、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関と連携を図り、既存の各種調査データの活用等効率的な実施に努めるものとする。

- (3) モニタリング調査の結果は、それぞれの植物群落保護林の機能の維持確保の観点から、 植生保護・回復や外来種対策など必要な対策を講じるなど植物群落保護林の保全・管理に 適切に反映させるものとする。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、植物群落保護林については、次に掲げる行為は行うことができるものとする。

なお、研究者等がアに掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ森林管理署長等に 許可を得るものとし、森林管理署長等は、研究者等から申請があった場合には、その内容 を審査し、特段の問題がない場合には、これを許可するものとする。

- ア 学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為
- イ 非常災害のため応急措置として行う次の行為
- (ア) 山火事の消火等
- (イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置
- ウ 標識類の設置等
- エ 自然観察教育のための軽微な施設の設置
- オ その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(削る。)

5 区域の変更等

- (1) 森林管理局長は、既に設定した植物群落保護林について、公益上その他やむを得ない事由により植物群落保護林として存置することが困難と判断される場合、または、周辺の森林について植物群落保護林として保全・管理することが必要と認められる場合には、当該植物群落保護林の区域の変更又は解除を行うことができるものとする。
- (2) 植物群落保護林の区域の変更又は解除を行うに当たっては、3の手続によるものとする。 ただし、災害復旧等緊急を要する場合は、この限りではない。

6 その他

- (1) 森林管理局長は、植物群落保護林に外接する森林においては、植物群落保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、 択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施業を行うものとする。
- (2) 植物群落保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、境界の表示を行うものとする。

第7 特定動物生息地保護林

1 目 的

特定動物生息地保護林は、特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究 等に資することを目的とする。

<u>2</u> 設定の基準

森林管理局長は、第3から第6までの規定により設定される保護林の区域以外の地域であって、次に掲げる基準を満たすもののうち、特定の動物の繁殖又は生息のために、特にその保護を必要とする区域を特定動物生息地保護林に指定することができるものとする。

- (1) 希少化している動物の繁殖地又は生息地
- (2) 他に見られない集団的な動物の繁殖地又は生息地
- (3) その他保護が必要と認められる動物の繁殖地又は生息地

<u>3</u> 設定手続

(1) 森林管理局長は、特定動物生息地保護林を設定しようとする場合には、当該箇所に生息する動物に係る資料の収集及び必要な調査を行うとともに、必要に応じ独立行政法人森林

<u>総合研究所等の関係機関等の意見を聴いて、次の事項を定め特定動物生息地保護林の選定を行うものとする。</u>

- ア 特定動物生息地保護林の位置及び区域
- イ 特定動物生息地保護林の保護及び管理に関する事項
- (2) 森林管理局長は、国有林野施業実施計画の策定又は変更をもって、特定動物生息地保護林の設定を行うものとする。
- (3) 森林管理局長は、特定動物生息地保護林の設定に当たり、別紙様式1の保護林台帳を作成、整備するものとする。

4 取扱いの方針

- (1) 特定動物生息地保護林については、繁殖又は生息する動物の生態特性を踏まえた保護及び管理を行うこととし、このために必要な森林施業又は行為は行うことができるものとする。
- (2) 森林管理局長は、既に設定した特定動物生息地保護林の状況を的確に把握し、今後の適切な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、国有林野施業実施計画策定作業の前年度までにモニタリング調査を実施するものとする。

なお、モニタリング調査の実施は、「保護林モニタリング調査マニュアル」によるものとし、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関と連携を図り、既存の各種調査データの活用等効率的な実施に努めるものとする。

- (3) モニタリング調査の結果は、それぞれの特定動物生息地保護林の機能の維持確保の観点から、植生保護・回復や外来種対策など必要な対策を講じるなど特定動物生息保護林の保全・管理に適切に反映させるものとする。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、特定動物生息地保護林については、次に掲げる行為は行うことができるものとする。

なお、研究者等がアに掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ森林管理署長等に 許可を得るものとし、森林管理署長等は、研究者等から申請があった場合には、その内容 を審査し、特段の問題がない場合には、これを許可するものとする。

- ア 学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為
- <u>イ</u> 非常災害のため応急措置として行う次の行為
 - (ア) 山火事の消火等
 - (イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置

(削る。)

- ウ 標識類の設置等
- エ 自然観察教育のための軽微な施設の設置
- オ その他法令等の規定に基づき行うべき行為

5 区域の変更等

- (1) 森林管理局長は、既に設定した特定動物生息地保護林について公益上その他やむを得ない事由により特定動物生息地保護林として存置することが困難と判断される場合、または、周辺の森林について特定動物生息地保護林として保全・管理することが必要と認められる場合には、当該特定動物生息地保護林の区域の変更又は解除を行うことができるものとする。
- (2) 特定動物生息地保護林の区域の変更又は解除を行うに当たっては、3の手続によるものとする。ただし、災害復旧等緊急を要する場合は、この限りではない。

6 その他

- (1) 森林管理局長は、特定動物生息地保護林に外接する森林においては、特定動物生息地保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、 複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施業を行うものとする。
- (2) 特定動物生息地保護林の区画は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、境界の表示を行うものとする。

第8 特定地理等保護林

1 目 的

特定地理等保護林は、我が国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究 等に資することを目的とする。

2 設定の基準

森林管理局長は、第3から第7までの規定により設定される保護林の区域以外の地域であって、特異な地形、地質等を有するもののうち、特にその保護を必要とする区域を特定地理 等保護林に指定することができるものとする。

3 設定手続

- (1) 森林管理局長は、当該箇所における地形、地質等に係る資料の収集及び調査を行うとと もに、必要に応じ独立行政法人森林総合研究所等の関係機関等の意見を聴いて、次の事項 を定め当該特定地理等保護林の設定を行うものとする。
- ア 特定地理等保護林の位置及び区域
- イ 特定地理等保護林の管理に関する事項
- (2) 森林管理局長は、国有林野施業実施計画の策定又は変更をもって、特定地理等保護林の設定を行うものとする。
- (3) 森林管理局長は、特定地理等保護林の設定に当たり、別紙様式1の保護林台帳を作成、 整備するものとする。

4 取扱いの方針

- (1) 特定地理等保護林については、地形、地質等の特性を踏まえ、原則として森林施業は行わないものとする。
- (2) 森林管理局長は、既に設定した特定地理等保護林の状況を的確に把握し、今後の適切な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、国有林野施業実施計画策定作業の前年度までにモニタリング調査を実施するものとする。

なお、モニタリング調査の実施は、「保護林モニタリング調査マニュアル」によるものとし、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関と連携を図り、既存の各種調査データの活用等効率的な実施に努めるものとする。

- (3) モニタリング調査の結果は、それぞれの特定地理等保護林の機能の維持確保の観点から、 特定地理等保護林の保全・管理に適切に反映させるものとする。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、特定地理等保護林については、次に掲げる行為は 行うことができるものとする。

なお、研究者等がアに掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ森林管理署長等に 許可を得るものとし、森林管理署長等は、研究者等から申請があった場合には、その内容 を審査し、特段の問題がない場合には、これを許可するものとする。

- ア 学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為
- イ 非常災害のため応急措置として行う次の行為
- (ア) 山火事の消火等
- (イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置
- ウ 標識類の設置等

(削る。)

- エ 自然観察教育のための軽微な施設の設置
- オ その他法令等の規定に基づき行うべき行為

5 区域の変更等

- (1) 森林管理局長は、既に設定した特定地理等保護林について公益上その他やむを得ない事由により特定地理等保護林として存置することが困難と判断される場合、または、周辺の森林について特定地理等保護林として保全・管理することが必要と認められる場合には、当該特定地理等保護林の区域の変更又は解除を行うことができるものとする。
- (2) 特定地理等保護林の区域の変更又は解除を行うに当たっては、3の手続によるものとする。ただし、災害復旧等緊急を要する場合は、この限りではない。

<u>6</u> その他

- (1) 森林管理局長は、特定地理等保護林に外接する森林においては、特定地理等保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施業を行うものとする。
- (2) 特定地理等保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、境界の表示を行うものとする。

第9 郷土の森

1 目 的

郷土の森は、地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請がある森林を保護し、併せて地域の振興に資することを目的とする。

2 設定の基準

森林管理局長は、第3から第8までの規定により設定される保護林の区域以外の地域であって、次の条件を満たすと認められる場合に郷土の森を設定することができるものとする。

- (1) 木材産業、農林業等地域の産業との調整が図られていること。
- (2) 3の(2)の郷土の森保存協定が締結され、国有林野の管理経営上支障がないこと。

<u>3</u> 設定手続

(1) 郷土の森の設定に当たっては、市町村長が、当該国有林を管轄する森林管理署長を経由

- して郷土の森として設定を要請する森林の位置及び面積並びに要請の理由を明記の上、森 林管理局長に申請を行うものとする。
- (2) 申請を受けた森林管理局長は、別紙様式3により、申請を行った市町村長と郷土の森保存協定を結ぶものとする。
- (3) 森林管理局長は、国有林野施業実施計画の策定又は変更をもって、郷土の森の設定を行うものとする。
- (4) 森林管理局長は、郷土の森の設定に当たり、別紙様式1の保護林台帳を作成、整備する ものとする。
- 4 協定の期間

協定の期間は、原則として30年を上限とするが、協定は更新することができるものとする。

- 5 取扱いの方針
 - (1) 郷土の森は、自然の推移に委ねる管理又は現状の維持に必要な森林施業を行うことを基本とし、森林管理局長と地元市町村長とが協議して定めた計画に基づき実施するものとする。
 - (2) 計画においては次の事項を定めるものとする。
 - ア 郷土の森の位置及び面積
 - <u>イ</u> 郷土の森の保護及び管理に関する事項
 - ウ 郷土の森の利用に関する事項
 - 工 その他留意すべき事項
 - (3) (2)の計画に基づく施設については、市町村長が国有林野の貸付又は使用許可を受けて設置し管理するものとする。
 - (4) 森林管理局長は、既に設定した郷土の森の状況を的確に把握し、今後の適切な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、国有林野施業実施計画策定作業の前年度までにモニタリング調査を実施するものとする。
 - なお、モニタリング調査の実施は、「保護林モニタリング調査マニュアル」によるものとし、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関と連携を図り、既存の各種調査データの活用等効率的な実施に努めるものとする。
 - (5) <u>モニタリング調査の結果は、それぞれの郷土の森の機能の維持確保の観点から、植生保</u> 護・回復や外来種対策など必要な対策を講じるなど郷土の森の保全・管理に適切に反映さ

第5 モニタリング

- 1 森林管理局長は、モニタリング又は簡素な現況調査により既に設定した保護林の状況を的確に把握するものとする。
- 2 モニタリングは、各保護林の状況を勘案し、以下のいずれかの間隔で実施するものとする。
 - (1) 5年未満ごと

近い将来に当該地域における絶滅の危険性が極めて高い個体群を保護している保護林

- (2) 5年ごと
 - ア 遷移の途中段階にある保護林
 - <u>イ</u> 復元を行っている保護林
 - ウ 保護対象の個体群の持続性に問題がある保護林
 - エ 保護林外部からの影響を受けている保護林
 - オ 鳥獣・病害虫被害及び移入種による影響が顕著にある保護林
 - カ 温暖化による影響が顕著にある保護林
 - キ その他、短期間で大きな変化が想定される保護林
- (3) 10年ごと

せるものとする。

6 区域の変更等

森林管理局長は、既に設定した郷土の森について公益上やむを得ない事由による場合、または、周辺の森林について郷土の森として保全・管理することが必要と認められる場合には、 当該郷土の森に係る協定を締結した市町村長と協議した上で、当該郷土の森の区域の変更又 は解除を行うことができるものとする。

7 その他

- (1) 郷土の森に外接する森林においては、その設定目的に配慮して、原則として皆伐による 施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施 業を行うものとする。
- (2) 郷土の森の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、境界の表示を行うものとする。

(1)及び(2)に該当しない保護林

- 3 モニタリングは、国有林野施業実施計画(以下「実施計画」という。)策定作業の前年度までに実施するものとする。また、10年ごとのモニタリングとした場合に生ずるモニタリングが行われない実施計画策定の周期においては、実施計画策定作業の前年度までに森林官等による巡視、定点撮影、遠隔地については空中写真の確認等の簡素な現況調査を行うものとする。
- 4 植生が極めて安定している等大きな変化が想定されない保護林については、予定されているモニタリングの実施の前年度における第6の1の規定により設置される保護林管理委員会において、翌年のモニタリングの必要性の有無について意見を聴いた上で、次期モニタリング周期においてモニタリングを実施することができるものとする。
- <u>5</u> モニタリング等により保護林の状況に変化が確認された場合は、速やかに第7の3の規定による手続による変更等を行うものとする。

第6 保護林管理委員会

1 保護林管理委員会の設置及び検討事項

森林管理局長は、保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並び に保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行うため、保護林管理委員会(以下「管理委員会」という。)を設置し、意見を求めるものとする。

- 2 管理委員会の構成及び部会等の設置
 - (1) 管理委員会の構成

管理委員会は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等のうち、森 林管理局長が選任した者で構成するものとする。

(2) 部会等の設置

森林管理局長は、必要に応じて管理委員会の下に専門的な検討を行うための部会等を置くことができるものとする。

ただし、復元を行おうとする場合には、森林管理局長は、管理委員会の下に保護林復元部会(以下「復元部会」という。)を復元対象保護林ごとに設置するものとする。復元部会は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体、地域の関係者等のうち、森林管理局長が選任した者で構成するものとし、復元すべき目標林型、復元手法等につい

て検討するものとする。

3 留意事項

- (1) 二以上の森林管理局の管轄区域にわたる事項を検討する場合には、関係する森林管理局 の管理委員会を合同で開催すること等により十分に意思疎通を図り、事項に係る取扱いの 統一を図るものとする。
- (2) 森林管理局長は、簡素で効率的な管理体制の下で保護林の保護・管理を行うため、管理 委員会の下に置く部会等については必要最小限とするものとする。

第7 保護林管理方針書

<u>1</u> 作成

森林管理局長は、保護林を設定しようとする場合には、予定箇所についての資料の収集及び必要な調査を実施し、これに基づき保護林ごとに次の事項を内容とする保護林管理方針書 (以下「管理方針書」という。)(別紙様式)を作成するものとする。

- (1) 名称
- (2) 面積
- (3) 設定年月日、変更年月日
- (4) 位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区のそれぞれの位置及び区域)
- (5) 保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項
- (6) 保護・管理及び利用に関する事項
- (7) モニタリングの実施間隔及び留意事項
- (8) 法令等に基づく指定概況
- (9) その他留意事項

<u>2</u> 取扱い

管理方針書は、保護林の管理に活用するほか、管理委員会の参考資料として取り扱うものとする。

3 変更

保護林に係る状況に変化が生じた場合は、管理方針書にその内容を反映するものとし、必

要に応じて保護林の変更又は廃止の手続を執るものとする。

第8 民有林との連携

- 1 設定しようとする保護林が民有林と隣接又は近接し、一体として森林生態系の保護・管理 を行うことが可能となる場合には、あらかじめ関係地方公共団体等に対して当該保護林の目 的、保護・管理手法等を説明し、必要に応じて助言を行い、保護・管理水準の確保に努める ものとする。
- 2 民有林内に分散している国有林を保護林に設定しようとする際、民有林において国有林と同等の管理水準が確保される場合には、分散している国有林の合算面積を保護林設定時の面積要件とすることができるものとする。

第9 国際基準への対応

原則として全ての保護林について、国際基準として認知されている保護地域管理カテゴリーに分類した上で、世界各国の保護地域に関する情報が集計されている国際的なデータベースへの登録を進めていくものとする。

第10 その他

(削る。)

- 1 自然環境保全地域、天然記念物等法令に基づき区域指定が行われている区域についても、 各保護林の要件を満たす場合には、保護林の設定を行い、国有林野事業としての位置付けを 明確にした上で、適切な保護・管理を行うものとする。関係する省庁、地方自治体等とは必 要に応じて情報交換を行い、一体的な保護林の保護・管理に努めるものとする。
- 2 保護林制度、管内保護林の概況等に関して積極的に国民に情報発信を行い、国有林の取組 に対する国民の理解を深めるものとする。特に保護林内で森林施業を行う場合には、あらか じめその目的、計画等について科学的な根拠を提示するなど丁寧に情報を発信するものとす る。

(新設)

(新設)

第10 留意事項

- 1 森林管理局長は、それぞれの保護林の取扱いに当たって、特に必要がある場合は、関係する学術的見識を有する者や関係機関の職員等により構成する保全管理のための委員会を設置し意見を求めることができるものとする。
- 2 自然環境保全地域、天然記念物等法令に基づき区域指定が行われている区域についても、 各保護林の要件を満たす場合には、<u>積極的に</u>保護林の設定を行い、国有林野事業としての位 置付けを明確にした上で適正な<u>保護及び管理</u>を行うものとする。

- 3 森林管理局長は、それぞれの保護林について名称を付すものとする。<u>名称は、その保護の対象が分かりやすいものとし、原則として森林生態系保護地域及び生物群集保護林に関しては、地域、山地、河川名等を付した名称、希少個体群保護林に関しては、地域及び保護対象野生生物名又は保護対象野生生物名のみを付した名称とするものとする。</u>
- 4 森林管理局長は、<u>管理方針書</u>を森林管理署長、支署長、森林管理事務所長、森林技術・支援センター所長、森林生態系保全センター所長及び森林ふれあい推進センター所長(以下「森林管理署長等」という。)に周知徹底するとともに、常に保護林の現状を把握し、その適切な保護・管理が行われるよう、森林管理署長等を指導するものとする。
- 5 それぞれの保護林におけるモニタリング、山火事警防等の巡視活動、普及啓発活動等については、民間のボランティア活動により実施することができるものとする。
- <u>6</u> 森林管理局長は、保護林の適切な保護・管理のために専門的知見を有する人材を育成する ものとする。

3 森林管理局長は、それぞれの保護林について、名称を付すものとする。

- 4 森林管理局長は、<u>保護林の設定自的、取扱い方針等</u>を森林管理署長<u>に周知徹底させる</u>とと もに、常に保護林の現状を把握し、その適切な<u>保護管理</u>が行われるよう、<u>森林管理署長</u>を指 導するものとする。
- 5 <u>森林管理局長は、</u>それぞれの保護林におけるモニタリング、山火事警防等の巡視活動、普及啓発活動等については、民間のボランティア活動により実施することができるものとする。

管理方針書 (表) 名称 設定年月日 面積 変更年月日 (削る。) (削る。) 位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群 集保護林においては保存地区、保 全利用地区それぞれの位置及び区 域) 保護・管理を図るべき森林生態 系、個体群に関する事項 モニタリングの実施間隔及び留意 事項 法令等に基づく指定概況 その他留意事項

別紙様式1 保護林台帳

(表)

別紙様式1

	,		· ·—
(新設)			
整理番号		設定年月日	
		変更年月日	
<u>名称</u>	***	面積	
位置			
<u>目的</u>			
概況			
取扱い方針			
備考			

記載要領:

(裏)

(裏) 記載要領 1 保護林1箇所ごとに<u>管理方針書を作成</u>する。 (削る。)

- 2 名称は、その保護の対象がわかりやすいものとし、原則として森林生態系保護地域及び生物群集保護林に関しては地域、山地、河川名等を付した名称とし、希少個体群保護林に関して地域及び保護対象野生生物名若しくは保護対象野生生物名のみを付した名称とする(例:○○山周辺森林生態系保護地域、○○川生物群集保護林、○○(地域名)△△(野生生物名)希少個体群保護林)。なお、保護林再編に際し、旧林木遺伝資源保存林が希少個体群保護林等に移行された場合には、名称中に「遺伝資源」を付することとする(例:□□ (樹種名)遺伝資源希少個体群保護林)。ただし、旧林木遺伝資源保存林が他の森林生態系保護地域や生物群集保護林に統合された場合にはこの限りではない。
- 3 変更年月日は、面積、管理方針等の異動が発生した時点を記載する。保護林再編が行われた際に名称等が変更された場合は、再編が反映された国有林野施業実施計画開始年月日(〇〇年4月1日)を記載する。
- 4 保護林の位置及び区域については林小班単位で示すものとする。林小班数が多い場合には、 施業実施計画図等指定林小班が判別できる図等を別添することで代えることができる。
- 5 保護・管理を図るべき森林生態系・個体群は、対象となる野生生物名及びその現況(保護状態、生息状況等)も含めて具体的に記載する。希少個体群保護林については、保護林設定管理要領第4の3の(2)に掲げる項目(ア:希少化している個体群 イ:分布限界域等に位置する個体群 ウ:他の個体群から隔離された同種個体群 エ:遺伝資源の保護を目的とする個体群 オ:草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群 カ:温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群 キ:その他保護が必要と認められる個体群)のうち、該当するものを記載する(複数可)。なお、保護林再編に際し、旧森林生物遺伝資源保存林及び旧林木遺伝資源保存林が新たな保護林に移行・統合等された場合には、遺伝資源の所在の継続的な把握のため、移行・統合される以前の保護林の名称並びにその保護対象野生生物名及び所在区域(林小班等)を明示する。

- 1 保護林1箇所ごとに1葉とする。
- 2 整理番号は、次により区分し、それぞれの区分ごとに局の通し番号を記入する。

 森林生態系保護地域
 生態-○

 森林生物遺伝資源保存林
 生物-○

植物群落保護林 ……………… 植物−○

特定動物生息地保護林 ······ 動物 - ○ 特定地理等保護林 ····· 地理 - ○

郷土の森 ……… 郷土-○

3 名称は、その保護の対象がわかりやすいものとする。

4 変更年月日は、面積等の異動が発生した時点を記入する。

- 5 目的は、保護林の各区分ごとの目的に沿って、具体的に記入する。
- 6 概況は、地況、保護の対象となる植物名及びその現況並びに保安林、天然記念物等法令の 指定概況等を具体的に記入する。

- <u>6</u> 保護・管理及び利用に関する事項は、これまでの保護・管理事業等の経過及び今後の保護・ 管理及び利用の方針を記載する。
- 7 モニタリング実施間隔は、保護林の状況に応じて下記基準に照らしつつ検討し記載する。
- (1) 5年未満ごとにモニタリング:近い将来に当該地域における絶滅の危険性が極めて高い個 体群を保護している保護林
- (2) 5年ごとにモニタリング:遷移の途中段階にある、復元を行っている、保護対象の個体群の持続性に問題がある、保護林外部からの影響を受けている、鳥獣・病害虫及び移入種による影響が顕著にある、温暖化による影響が顕著にある、短期間で大きな変化が想定される等の保護林
- (3) 10年ごとにモニタリング: (1)及び(2)に該当しない保護林 モニタリングの留意事項は、モニタリング実施時に特に留意すべき調査項目・対象等について必要に応じて記載する。
- 8 法令等に基づく指定概況は、保護林内における保安林、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、生息地等保護区、天然記念物、ラムサール条約湿地、世界遺産、ユネスコエコパーク及びジオパーク等の指定概況について具体的に記載する。
- 9 <u>その他留意事項は、</u>当該保護林に係る文献、標識その他の施設の設置状況等<u>を具体的に記載する。また、当該保護</u>林の名称変更・統合等に関する履歴についても、直近のものだけでなく過去のものも含めて網羅的に記載する。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

<u>7</u> 取扱い方針は、これまでの<u>施業の</u>経過及び今後の保護<u>及び</u>管理の方針を<u>記入</u>する。

8 備考は、当該保護林に係る文献、標識その他の施設の設置状況<u>、現地までの交通機関等を</u> 記入する。

別紙様式2 林木遺伝資源保存林台帳

別紙様式3 郷土の森保存協定

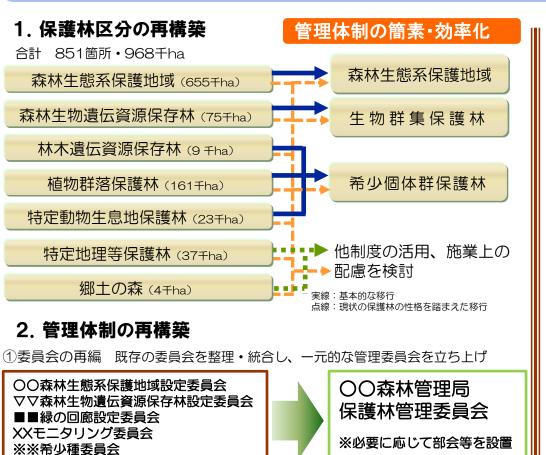
別図 気候帯区分図 (略)

別表 森林管理局別気候帯別重点樹種 (略)

別添 林木遺伝資源保存林調査要領 (略)

保護林制度改正のポイント

趣旨:生物多様性保全に関する科学的知見・保護地域の管理手法の高度化に伴う保護林制度の見直しを行い、生物 多様性の保全に配慮した、簡素で効率的な管理体制を再構築。



②モニタリング実施間隔の変更

全ての保護林について、原則として 5年に一度のモニタリング調査



保護林の状況に応じて、 モニタリング実施間隔を 5年未満、5年、10年に 変更

生物多様性保全手法の高度化

3. 復元の導入(生物群集保護林)

自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に 基づく意見をふまえつつ、長期にわたる森林施業等を実施

長期にわたる森林施業等を 実施し、潜在的自然植生を 基本とした生物群集へ誘導 保全利用地区

4. 野生生物保全管理手法の導入(希少個体群保護林)

①人為による生息環境等の創出

一時的な裸地の出現等、遷移過程における攪乱が個体群の持続的な生息・生育に不可欠な場合には、森林施業により<u>人為的に環境創出</u>





イメージ: 管理委員会での検討をふまえ、生育地拡大を図るため、生育地に隣接する林分を伐採し、更新・増殖に適した光環境を創出

②野生生物の存続に必要な個体群の集合体(メタ個体群)の保全

消滅が懸念される個体群保全のため、周辺に存在する遺伝的関係性を持つ個体群、生育・生息地等を<u>同一の保護林として一体的に保全</u>

-体的に保全

消滅が懸念される個体群

遺伝的に関係性を持つ個体群

牛育・牛息地 更新

更新適地

地域管理経営計画書別冊

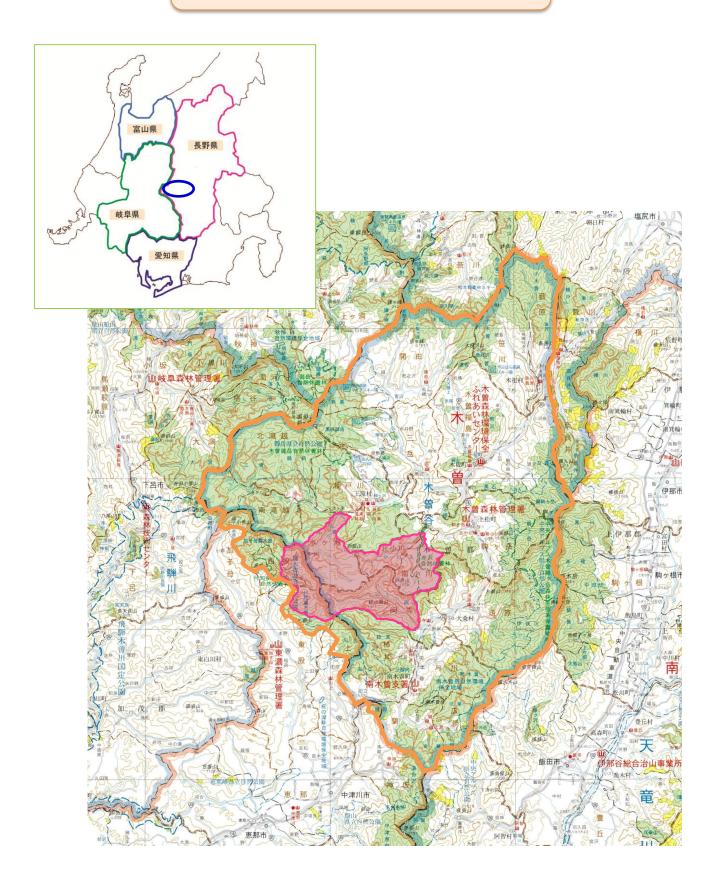
「木曽悠久の森」管理基本計画 (案)

平成28年 4月

中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して立てられた、木曽谷並びに木曽川森林計画区の別冊として、「生物多様性復元地域」(以下「木曽悠久の森」という。)にかかる区域について、その区域や森林の取扱い等について、中部森林管理局長が定める計画である。

「木曽悠久の森」の位置図



目 次

1 木曽悠久の森に関する基本的な事項	• • • 1
(1)木曽悠久の森の管理経営の基本方針	• • • 1
(2)木曽悠久の森の現況	3
(3)取り組むべき課題	• • • 4
2 目指すべき将来像について	• • • 6
(1)中長期的なビジョンについて	• • • 6
(2)森林の取扱いの方針	• • • 6
3 特別な取扱いが必要な森林	7
4 実行の体制	8
(1)大学・研究機関及び地域等との連携	• • • 8
(2)モニタリングの実施	• • • 8
(3)取組のPR	• • • 8
その他付属参考資料	
(1)温帯性針葉樹林の歴史	• • • 10
(2)木曽地方の歴史	• • • 1 2
(3)対象とする区域の選定の考え方	• • • 1 4
(4)目指すべき将来像(数百年後のイメージ)	• • • 1 5
(5)既存試験地等	• • • 1 6
(6)各事業における環境配慮事項	• • • 1 7
(7)「木曽悠久の森」の現況	• • • 1 8
① 設定区域、地域区分及び面積(別表)	• • • 1 8
② 面積·蓄積(人天、樹種別)	• • • 1 9
③ 齢級別面積(人天、樹種別)	• • • 2 1
④ 機能類型別面積·蓄積	• • • 2 5
⑤ 土壌図、地質図等	• • • 2 7

注: P19以降は、未完成のため添付していません。

1 木曽悠久の森に関する基本的な事項

- (1) 木曽悠久の森の管理経営の基本方針
 - ① 取組を行うに至った背景、歴史的な経緯、目的

天然のヒノキ、サワラ等を交える木曽地方 (注 1) の森林は、良質の木材産地として古くから歴史的・文化的建造物の維持や地場産業の継承・振興に大きな役割を果たしてきた (参考 1)。そのヒノキ、サワラ等を構成樹種とする温帯性針葉樹林は、中生代から第三紀の時代までは北米西海岸中北部、南米西海岸南部、日本本土中部地方から東北地方まで広く分布していたが、およそ 1千万年前からの陸域の乾燥地の拡大、およそ250万年前からの氷河期の顕在化等地球環境の変化によって衰退し、最終氷期最盛時 (2.6~2万年前) には、北半球中緯度 (北米南部、東アジア中部 (北海道を除く日本列島を含む)) に分布するのみとなった。更に、文明の発達にしたがって造船材や建築材等としての利用が進んだことから、現在では、温帯性針葉樹がまとまって自然度の高い状態を構成している木曽地方の森林は世界的にも希少で、非常に貴重な存在となっている。

木曽ヒノキは、強度に優れ狂いが少ないことに加え、独特のつやと香りを持つ良質材として古くから木曽地方の人々の生活と深い関わりをもち、地域産業の振興等に大きな役割を果たしてきた。また、姫路城・大洲城等の文化的建築物や伊勢神宮・明治神宮等の社寺・仏閣の歴史的建造物などに使用されるなど、日本の木造建築において欠くことのできない重要な役割を担ってきた。その一方、生長に大変に時間が必要であることから、生態系としての持続性が失われつつある状態が危惧されている。

このような歴史と遺伝資源及び生態系としての価値を持つ温帯性針葉樹林を擁する木曽地方において、今ここで地域の関係者だけでなく、幅広い分野の研究者や行政機関、木曽地方に関心を有する人々や団体等の総力を結集して保存・復元の取組を開始しなければ、先人たちが守り育ててきた温帯性針葉樹林を未来に引き継ぐことができなくなるという危機意識の下、貴重な遺伝資源の保存と豊かな森林生態系からもたらされる様々な恩恵を将来にわたって維持することを目的に、本取組を行うこととした。

注1: ここでいう木曽地方とは、長野県内の木曽谷及び岐阜県内の裏木曽(加子母本谷、加子母裏木曽、付知裏木曽、川上及び賤母)を指す。

② 取組を行う意義、留意事項

2012年(平成24年)9月28日に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」では、わが国の2050年までの長期目標として、「生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービス(注2)を将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する」という方針が示されている。

そうした中、世界の各国・各地域では、貴重な自然環境と自然資源の保存 及び持続可能な利用を図る取組を通じて生物多様性の保全を図ろうとする取 組が行われているが、目下のところその実現のさせ方そのものが世界的な課 題となっている。 本取組は、木曽地方の代表的な木曽五木 (注3) を主体に、それ以外の構成種をも含めた木曽地方の温帯性針葉樹林の保存と復元を図る取組であり、主に取組区域における天然林の保存と人工林の天然林化を図る取組である。この取組を超長期にわたって行うことにより、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものにするとともに、豊かな森林生態系からもたらされる様々な恵みが未来永劫享受できる自然共生社会を実現しようとする取組である。正に、この取組は、わが国及び世界が目指している生物多様性の保全と持続的な利用を図る取組の先進事例として世界に示し得るものである。特に、このような取組を林業・木材産業を主要な地場産業としている木曽地方の関係者が主要な構成員となって議論を行い、取組を進めていくことは、非常に意義あることといえる。

なお、取組区域は、原則として、①厳正に保存する区域、②主に天然林への復元を図る区域、③核心地域に対する緩衝機能を有する区域に分けて管理していくが、木曽地方の温帯性針葉樹林が歴史的・文化的建造物の維持や伝統工芸の継承に果たしてきた役割、レクリエーションの森としての活用など、木曽地方の森林と人との今後の関わりについては、十分考慮していく必要がある。

注2:2012年9月28日に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」では、私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から得ることのできる恵みで支えられており、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれていること、また、国連の主導で行われたミレニアム生態系評価(2005年)において、生態系サービスが以下の4つに分類されたことを紹介している。

- ①供給サービス・・・食料や水、木材、繊維、医薬品の開発等の資源を提供
- ②調整サービス・・・水質浄化や気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減、天敵の存在による病害虫の抑制など
- ③文化的サービス・・・精神的・宗教的な価値や自然景観などの審美的な価値、レクリエーションの 場の提供など
- ①基盤サービス・・・栄養塩の循環、土壌形成、光合成による酸素の供給など 注3:木曽五木とは、ヒノキ、サワラ、コウヤマキ、アスナロ、ネズコの五木をいう。
- ③ 社会との関係性、展開方向、相乗効果

本取組は、木曽地方の国有林の森林の保存・復元を図る取組であるが、木曽地方の森林が、地域の人々の生活と深い関わりをもってきたこと、地域産業等の振興に大きな役割を果たしてきたことから、今後も地域との関わりは重要であり、これからの取組が地域の発展に必要な取組であるという理解を得た上で、取組が永く続くようにするためにも地域の人が主体となり地域に根付く取組にしていく必要がある。また、本取組を通じて、地域の人々が、木曽地方の森林が育んできた文化や風土を再認識し、木の文化と自然が織り成す地域で暮らしていることに誇りを持てるような取組みになることにも留意する必要がある。

また、本取組を通じてもたらされる恩恵が木曽地方だけでなく各方面に及ぶようにするためには、地域の関係者だけでなく、本取組に関心を有する機関や団体等が幅広く参画できる体制を構築しながら、林業振興や地域振興といった従来の枠を超えた取組を展開する必要がある。このため、国、地方公共団体、

事業者(林業・木材産業・観光業等の関連事業者だけでなく、異業種を含む)、 大学・研究機関、NPOや市民グループ、メディア等、本取組みに関心を有す る団体等と連携・協働を深める必要がある。その際、各主体の関わり方、期待 される役割や果たすべき役割等を整理した上で、各種団体が参加することによ る相乗効果が期待できる連携のあり方を模索する。

さらに、本取組みを行っていることの情報が、地域だけでなく、全国、そして世界に発信されることにより、山好きや自然好きな人々だけでなく、これまで木曽地方に関心を示さなかった人々が、世界の中から木曽地方を選び、訪ねてみようという動機付けになるような取組みとなることを目指す。

4 位置づけ

木曽地方には、世界的に見て極めて希少かつ貴重な天然林や木材資源としての活用が期待される人工林があり、また、森林浴など全国有数の保養地となりうる観光資源もある。これらの資源を持続的に活かすことが地域の活性化にも繋がるものであり、その中心的な場所として木曽悠久の森が位置付けられる。

この「木曽悠久の森管理基本計画」は、歴史的・文化的建築物の維持・保存や伝統工芸の保存・継承等との調整を図りながら、温帯性針葉樹林を保存・復元する取組について、平成26年3月に取りまとめられた「木曽地方の温帯性針葉樹林の保存・復元に向けた取組検討報告書(以下、「取組検討報告書」という。)」を基にして、木曽谷森林計画区(以下「木曽谷」という。)及び木曽川森林計画区(以下「木曽川」という。)に係る地域管理経営計画の一部(別冊)として策定するものである。

(2) 木曽悠久の森の現況

① 木曽地方の国有林の現況及び対象とする区域の選定

木曽地方における国有林野の面積は9万8千ha(木曽谷8万9千ha、木曽川9千ha)であり、天然林が4万9千ha(木曽谷4万5千ha、木曽川4千ha)、人工林が4万ha(木曽谷3万6千ha、木曽川4千ha)で、これ以外は御嶽山や駒ヶ岳の山頂部など森林以外である。天然林のうち、ヒノキが点状又は群状に生育している森林は3万3千ha(木曽谷3万ha、木曽川3千ha)であり、このうちヒノキが優占する天然林(ヒノキ混交率30%以上)は1万7千ha(木曽谷1万4千ha、木曽川3千ha)となっている。

この中から、天然の温帯性針葉樹林がまとまりと連続性をもって残る赤沢上流部やウグイ川上流部、出ノ小路沢流域等の地域を取組区域の中心にするとともに、その周辺において人工林から天然林への誘導を通じて温帯性針葉樹林へと復元する地域とした。また、それに加え、保存・復元に取り組む区域に対する区域外からの影響を緩和するとともに森林資源を育成・利用する区域への移行地域となる区域として、これらの機能を持つ3つの区域を木曽悠久の森とした。区域設定の基本的な考え方と区域選定の手順は別紙のとおり(参考3)。(対象区域)

木曽谷は赤沢流域・黒沢流域(上松町)、阿寺川流域(大桑村)、ウグイ川流域(王滝村)の13,543ha、木曽川は高樽谷流域・出の小路谷流域・東股本谷流域(一部)(中津川市)の3,036ha、合計16,579haを対象区域とした(別表及び

図1~2)。

(地域区分)

各小流域の上流域に核心地域を設定、そのうち温帯性針葉樹林を厳格に保存する区域(核心地域コア a (以下「コア a」という。) 3,908ha (木曽谷3,436ha、木曽川472ha) と、人工林の天然林への誘導を通じて温帯性針葉樹林の復元を図る区域(核心地域コア b (以下「コア b」という。) 7,163ha (木曽谷6,243ha、木曽川920ha)に区分した。また、核心地域の下流に位置する区域など核心地域の周囲または隣接する区域を緩衝地域5,508ha (木曽谷3,864ha、木曽川1,644ha)に区分した。

2 気候

気候は、木曽谷はほとんどが暖温帯(暖帯)の移行帯となっている。また、 木曽川は内陸的な特徴が強く、一部には寒冷地もある。

③ 地質

地質は、木曽谷は阿寺山地の濃飛流紋岩地帯と計画区南部の花崗岩地帯の2つに大別される。濃飛流紋岩地帯は急峻な壮年期地区と緩傾斜地の多い隆起準平原地区に区分され、傾斜の緩急が土壌生成に大きな影響を与えている。また、花崗岩地帯は地形が急峻で風化侵蝕のため崩壊地が多く、その取扱いに注意を要する地域である。

木曽川は、計画区北部の濃飛流紋岩と東部の領家帯花崗岩類が分布し、基岩の深層風化により崩壊危険度の高い地域となっている(図3)。

4 土壌

木曽谷は褐色森林土群及びポドゾル群の分布が広く見られる。褐色森林土はほとんどが適潤性で阿寺流域に一部弱湿性が分布し、本計画区に広く分布して森林の成立に好適な立地となっている。ポドソル化土壌は乾性ポドゾル、湿性鉄型ポドゾル、湿性腐植型ポドゾルの3つに区分され、特に、濃飛流紋岩の隆起準平原地区には浸透性・通気性の悪い湿性鉄型ポドゾルが広く分布している。

木曽川は、ほとんどが褐色森林土で、上流部が適潤性暗色、下流部が適潤性 (偏乾亜型・かべ状)と一部適潤性が分布している。また、阿寺山地など一部 に湿性ポドゾルが分布している(図4)。

⑤ 森林の現況

天然林の面積は、41 %、6,446ha(木曽谷 4,713ha、木曽川 1,733ha)人工林の面積は59 %、9,089ha(木曽谷 8,201ha、木曽川 888ha)となっている。

人工林の樹種別面積は、ヒノキが 80 %、7,259ha (木曽谷 6,529ha、木曽川 730ha)、カラマツが 11 %、999ha (木曽谷 990ha、木曽川 9ha) その他が 9 %、830ha (木曽谷 692ha、木曽川 149ha) でヒノキの割合が特に多いものとなっている。 人工林の齢級配置は、3 齢級から 12 齢級と 16 齢級から 19 齢級及び 24 齢級が 多く、18 齢級が 699ha と最も多くなっている。

⑥ 木曽悠久の森と保護林との関係性

(中部森林管理局保護管理委員会で審議された保護林の現況について記述す

(3)取り組むべき課題

取組検討報告書では、具体的な取組を進めるに当たっては、次の課題があると されており、今後、中部森林管理局に設置した管理委員会で課題解決に向けた検 討をしていくものとする。

① 人工林の天然林化に関すること

人工林を天然林に誘導する方法としては、間伐の繰り返しによる天然下種を 用いた針広混交林化による方法が一般的な施業方法として想定されるが、種子 源となる天然林がほとんど存在しない小流域もあることから、こうした林分に おいても確実に天然林に誘導出来るよう、技術的な検討や検証等を行うことと する。

② 木曽ヒノキ等の天然下種更新に関すること

木曽ヒノキ等の天然下種更新については、技術的向上が図られつつあるものの、ササ処理や更新が完了するまでには相当な労力と時間を要することや木曽悠久の森に広く分布するササの取扱い等の課題があるため、モニタリングを重点的に行いながら技術的な検討や検証等を行うこととする。

- ③ 人工林の長伐期施業に関すること
 - 人工林については、200年を超える施業を通じて生産された林分がないことから、今後、成長量等を精査、分析をしながら将来に向けた成長量を予想するなど、200~300年先を見通した施業技術体系を確立していく必要があり、このための検討や検証等を行うこととする。
- ④ 区域全体の超長期にわたるモニタリングと森林の取扱い方法の評価、改善等現在、核心地域内に存在する天然林は、推定林齢が250~300年生であり、いわゆる極相状態の森林とは言い難く、現状を保存することによってどのような林分構成へと推移するのかについての知見はほとんど得られていない。また、人工林から天然林へと誘導する区域においては取組の成果を検証しながら進める必要があり、更に、緩衝地域の天然林や人工林についても施業の結果を観察しながら、本取組の目的に沿った施業方法等の選択ないしは開発をする必要がある。このため、区域全体の林分の状況を長期間にわたり観察し、その変化等に応じて取組の評価や改善等を行うこととする。
- ⑤ 特殊用材の需要・要望があった場合の対応

国民的な伝統行事や国宝・重要文化財等歴史的・文化的建造物の修復等に必要とされる、一般の市場で流通することが希な特殊な規格の木材(以下「特殊用材」という。)の需要・要望があった場合は、その内容と供給の適否について検討し、供給を行うこととなった場合はその方法等について検討を行うこととする。

⑥ 属地的に検討を要する箇所の取扱い方法

核心地域(コアa)に含まれる赤沢地区は、森林のレクリエーション機能の発揮を目的としたエリアに指定されており、また、区域の一部にはアスナロの 稚幼樹が更新して景観の維持等に支障が生じる恐れがあるとの指摘もあること から、同地区の取扱いについて検討することとする。

このほか、属地的に取扱いを検討すべき事案が生じた場合についても、別途 検討することとする。

⑦ 未立木地の取扱い方法

区域の中には未立木地・ササ生地が含まれていることから、これらの取扱い を検討することとする。

⑧ その他、取組を進めるに当たって検討が必要な事項 取組を進める中で予期せぬ事案が発生した場合など、発生した事案について

2 目指すべき将来像について

(1) 中長期的なビジョンについて

その都度検討することとする。

本取組は、将来像として元々の森林生態系を形づくる生物群集の復元を目指すものであるが、その姿が科学的に明確ではないことから、数百年後には直径が1mを超える天然のヒノキの大径木を主体とし、これに他の温帯性針葉樹が広葉樹と混交している森林、又は地形等によっては部分的に多様な温帯性針葉樹が大部分を占める森林に復元することを目指すこととする。数百年の超長期におよぶ取組となることから、短期的な目標だけでなく、中長期的なビジョンを持って取り組む必要がある。

目指すべき森林に復元するため、大まかな目安として、これまで行われてきた 試験・研究を整理・分析して、最初の20年程度までに天然更新技術の課題を解 決する方法や人工林を天然林へ誘導するための施業方法等を示すなど、森林の取 扱いの方向性を策定することを目指す。(参考4)。

(2) 森林の取扱いの方針

森林の取扱いの方針は、その大枠は取組検討報告書で示されているが、目指す 姿に近づけるための施業等を試験・研究とモニタリングを的確に行うことによっ て探っていく。

また、今後、管理委員会で実施していくモニタリング等での検討を踏まえ、必要な見直しや新たな方針の策定をしていくこととする。

① コア a は、温帯性針葉樹林を厳格に保存することを取扱いの基本方針とする。 現状が天然林である森林は、原則、人為を加えずに自然の推移に委ねることと し、気象害等により発生した倒木についても下流域に被害を及ぼす恐れがある 場合を除いて移動させないことを基本とする。

現状が人工林である森林は、森林の公益的機能に支障が生じないよう、除伐や間伐等の保育活動を行い、50年生程度以降の主伐可能な時期に達した林分については抜き切りを繰り返し行い天然林へと誘導する。この際、木曽ヒノキとの代替可能性を見ながら伐採時期を決定するなど、画一性を排したより長期にわたる施業を検討することとする。

② コア b は、天然林へ誘導することを取扱いの基本方針とし、現状が天然林である森林はコア a と同様の取扱いとする。また、現状が人工林である森林につ

いてもコアaと同様の取扱いとする。なお、区域の中には種子源となる天然林が存在しない人工林もあることから、人工林の天然林誘導に関するモニタリングを重点的に行い、学識経験者らによる技術面でのサポートを受けながら検討を進めていくこととする。

なお、核心地域には、温帯性針葉樹に分類されないカラマツの人工林が 937ha (コア a に 90ha、コア b に 847ha) 存在し、その森林の取扱いについては、①一定程度抜き切りを繰り返し行い天然林に誘導する、②皆伐し核心地域内の母樹に由来する種子を用いた植え付けを行う等の施業方法を、林況や種子源からの距離等を勘案して選択し、その実施箇所の検証を行いながら進めていくこととする。

③ 緩衝地域は、核心地域に対する緩衝機能を発揮させることを基本方針とする。 現状が天然林である森林については、天然下種更新により現在の天然のヒノ キ等の持続を図ることとする。なお、天然更新技術の向上が図られつつあるも のの、ササの処理や更新が完了するまでに相当の労力と時間を要する等の課題 があるため、モニタリングを重点的に行い、学識経験者らによる技術面でのサ ポートを受けながら進めることとする。

現状が人工林である森林は、種の多様性を高めるような施業や木曽ヒノキとの代替可能性を見ながら伐期を定める施業など、画一性を排したより長期にわたる施業を行う。また、更新に当たっては同一地域内の天然木の母樹に由来する種子を用いることとする。

- ④ 森林の取扱いに関しては、木曽悠久の森等で実施している天然更新技術等の調査研究報告があり、その整理・分析・再評価を学識経験者らによる助言やサポートを受けながら進めることにより、森林の取扱いに反映できるよう努めることとする。中部森林管理局で実施している既存の調査研究は、別紙のとおり(参考5)。
- ⑤ 具体的な伐採や造林並びに林道や治山施設の整備は、「国有林野施業実施計画書」に基づいて行う。また、各事業については、より生物多様性に配慮した事業実行に努めることとし、特記仕様書等にその旨を記載し事業発注を行う。(参考6)

3 特別な取扱いが必要な森林

木曽悠久の森は、「温帯性針葉樹林としてのまとまりと連続性」に着目し、「小流域」を範囲設定の単位としている。

このため、それぞれ別の制度で取り扱いを行っている保護林、レクリエーション の森、協定の森、分収林及び試験地が区域内に含まれることとなった。

試験地については、本取組を進めていく上で重要であり、木曽悠久の森をフィールドとした新たな試験地についても、必要に応じ設定する。

(面積単位: ha)

				地域区分					
	種 類	コアa		コアb		バッファ		合 計	
		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
保護林	植物群落保護林	4	373. 85					4	373. 85
	林木遺伝資源保存林	2	125. 26					2	125. 26
レクリエ	自然休養林	1	607. 33	1	6. 01	2	328. 41	2	941. 75
ーション	風致探勝林			2	24. 26	1	226. 89	2	251. 15
の森	風景林			1	98. 92			1	98. 92
協定の	ふれあいの森	1	6. 87					1	6. 87
森	木の文化を支える森					1	23. 20	1	23. 20
	多様な活動の森					1	360. 90	1	360. 90
分収林	分収造林			2	5. 50	8	25. 11	10	30. 61
	分収育林			1	2. 00	1 2	48. 30	1 3	50. 30
試験地	試験地	3	106.02	2	8. 79			5	114. 81
	施業指標林	1	2. 76			1	13. 13	2	15. 89
	次代検定林	1	0. 84	2	1. 96	1	1. 72	4	4. 52
	精英樹保護林			7	0. 70			7	0. 70
	展示林			1	0. 20			1	0. 20

[※]レクレーションの森の箇所数は、複数の地域区分に跨がるため合計と合わない。

4 実行の体制

(1)大学・研究機関及び地域等との連携

広範囲かつ長期にわたる取組を着実に継続して進めるためには、モニタリング内容等の検討やその結果に基づき取組を評価、管理する管理委員会の設置に加え、モニタリング調査や各種試験の実施、得られた資料やデータの保管・管理やこれらを提供・活用するための実行・管理体制の整備が必要である。

そのためには、管理基本計画の実行及び長期にわたる取組の協力者を大学や研究機関を中心に幅広い分野から求めるとともに、地元を中心とする幅広い地域の 人々と連携し、この取組を継続していく体制を整える必要がある。

そのきっかけとなる取組として、全国の大学・研究機関等を対象とした現地見 学会を一定期間毎に開催し、本取組の目的や木曽悠久の森をフィールドとした調 査・研究を行う意義についての理解を深め、長期にわたるモニタリング調査への 参画など、様々な研究機関等からなる研究協力体制を構築していく。また、木曽 地方の国有林で行われている調査・研究等については、今回の取組と連携を図り ながら実施し、その内容についても相互に関連づけて実施する必要がある。

このため、研究に参画する機関への情報の橋渡しや、これまでに蓄積された調査・研究データの一括管理及び提供等を行うことができる研究拠点を木曽地方に 設置し、より効果的・継続的な研究を実施していくことが望まれる。

(2) モニタリングの実施

モニタリングは、地域区分毎の人工林・天然林に関わらず、その森林の現況と

遷移の方向等を把握することが植生管理の手法と内容を決めていく基盤となる。 既存のモニタリング調査箇所は38地点あり、それらの箇所を含めモニタリング の結果を活用していくことを基本とするが、調査地点の追加や調査項目(動植物 の生育・生息を含む)等について管理委員会(主に植生管理専門部会)で検討し ていく。

既存モニタリング調査筒所数

_		天然林ヒノキ・	人工林ヒノキほか		
		サワラ	~X齢級	XI 齢級~	計
区	コアa	2 1	1	3	25
域	コアb	3	4	3	10
内	バッファ	1		2	3
	小計	2 5	5	8	38
区域	外(隣接))	1 4	3	5	22
計		3 9	8	1 3	60

(3)取組のPR

本取組のPRを対外的に行うため、一般の方々にも分かりやすい資料を作成するとともに、以下のような取組を行うこととする。

- ① 見学会やシンポジウムの開催
 - 一般市民、木曽地方で活動するNPO法人等を対象とした現地見学会やシンポジウムの開催を行う。
- ② 魅力を再発見するための取組

木曽地方の自然や歴史、文化、風土、歴史的建造物の維持や伝統工芸の継承に果たしてきた役割などを整理し、魅力を再発見できる機会を用意する。

③ イベント等による取組の PR や写真コンテスト

木曽地方で行われるイベント等を活用した PR に取り組むことや、木曽悠久の森の表示や歩道整備等についてのボランティア活動を計画して参加を呼びかける。また、木曽悠久の森の森林、河川、施設等を題材にした写真コンテスト等を企画・実施し、入選した作品等を PR に活用していく。

④ レクリエーションの森等を活用した取組の PR

木曽悠久の森の範囲内にある赤沢や付知峡自然休養林等を訪れた方々に、 パンフレットを配布して取組の理解者を増やす。

温帯性針葉樹林の歴史

(取組検討報告書より抜粋)

(1) 世界における温帯性針葉樹林の歴史的経過

針葉樹の起源は、約3億年前の古生代末といわれており、広葉樹よりかなり古いとされている。その後、針葉樹は中生代から第三紀にかけて繁栄し、第四紀には寒冷化に適応した北方針葉樹林と温暖湿潤地へ遺存した温帯性針葉樹林に分化した。

中生代から第三紀までの温帯性針葉樹林は、北米西海岸中北部、南米西海岸南部、日本本土中部地方から東北地方の内陸部に分布していた。日本列島は世界で最も針葉樹の多様性が高い地域であり、6科18属45種が存在している。このうち約半数が温帯性針葉樹であり、スギ亜科、ヒノキ亜科、コウヤマキ、ツガ属などこの時期に繁栄した種群が遺存し、その中には、木曽五木(ヒノキ、サワラ、コウヤマキ、アスナロ、ネズコ)やスギ、ツガ等が含まれる。

その後、1千万年前からの陸乾燥地の拡大、250万年前からの氷河期の顕在化等地球環境の変化によって温帯性針葉樹は衰退し、最終氷期最盛時(2.6~2万年前)には、北半球中緯度(北米南部、欧州南部、東南アジア中部(北海道を除く日本列島含む))に分布するのみとなった。更に4千年前頃からは、文明の発達にしたがって温帯性針葉樹は造船材や建築材等として使用されるようになり、その後も国家的・商業的な用途に供されるために次々と伐採されたことから、温帯性針葉樹は次第に姿を消すこととなった。

(2) 木曽地方の温帯性針葉樹林の成立過程

安土桃山時代から江戸時代の初期にかけて、戦乱により失われた城郭や武家屋敷の 再興、社寺の建築や市街地整備等のため、建築や土木、造船等に大量の資材が必要と された。木曽地方の温帯性針葉樹林は当時、日本に存在した最大の森林資源であった が、これらの膨大な木材需要に応えるため、豊臣、次いで徳川政権は自らの直轄地等 として取り扱い、大規模な伐採を数十年にわたって実施した。

このうち、17世紀初頭には、江戸城や駿府城、名古屋城の造営用材として伐採されていたが、この頃の伐採は、用材の運材に比較的便利な木曽川本流沿いで行われていた。そして、尾張藩領となった以降も藩用材、幕府の注文材や年貢木等のための伐採が継続するが、運材技術の向上や森林資源の枯渇に伴って伐採箇所は次第に奥地へと拡大し、17世紀半ばには木曽川支流王滝川の上流域にまで強度の伐採が及び、いわゆる「尽き山」が広がることとなる。

この頃から尾張藩による森林資源の保護が行われるようになり、1665年(寛文5)には残された木曽ヒノキ林に「留山(とめやま)」といった禁伐区を設け、立木一切に手をつけられない封鎖林とされた。さらに森林資源の回復を図る措置として、17世紀末にはヒノキ、サワラ、コウヤマキについて、立木の伐採が差し止められ、1708年(宝永5)には、すでに禁伐となっている留山を除いた木曽山林全域を対象にヒノキ、サワラ、アスナロ、コウヤマキの四木(1728年(享保13)にはネズコを加え五木)が「停止木(ちょうじぼく)」として伐採禁止木とされるに至った。以後、五木の立木伐採は厳しく制限され、幕府注文材であっても枯損木や江戸時代初期の伐採跡地に

残された丈の高い伐根の利用が優先されるとともに、年貢木の廃止等により生産量の 抑制も行われた。現在成立している木曽ヒノキ林は、17世紀に行われた強度伐採の 後に森林が再生して現在に至ったものと考えられる。

(3) 近年における優良材としての利用

木曽ヒノキは、強度に優れ狂いが少ないことに加え、独特のつやと香りを持つ良質材として古くから木曽地方の人々の生活と深い関わりをもち、地域産業の振興等に大きな役割を果たしてきた。また、姫路城・大洲城等の文化的建築物や伊勢神宮・明治神宮等の社寺仏閣などに使用されるなど、日本の木造建築において欠くことのできない重要な役割を担ってきた。特に、伊勢神宮式年遷宮で使用される御造営用材については、1906年(明治39年)に帝室林野局により「神宮御造営材備林制度」が制定されると、木曽地域では13箇所の林分が神宮備林に指定された。1947年(昭和22年)帝室林野局が農林省林野庁になって備林制度は廃止されたが、現在でも式年遷宮の用材は木曽地方の天然ヒノキが使われている。

※引用及び参考文献

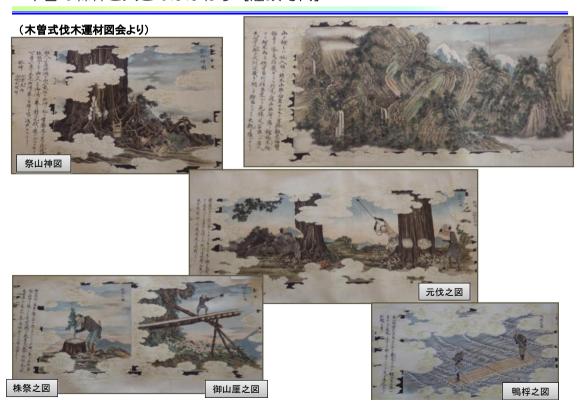
- 1) 大崎晃. 木曽山における森林保護と巣山・留山再考. 徳川林政史研究所研究紀要41. 2007, p.23-49. 帝室林野局. ヒノキ分布考. 1937, 298p.
 - 所三男. 採種林業から育成林業への過程. 徳川林政史研究所研究紀要昭和44年度. 1970, p. 1-26. 所三男. 近世林業史の研究. 吉川弘文館, 1980, 858p.
- 2) 所三男. 近世木曽山林の保続対策. 徳川林政史研究所研究紀要昭和52年度. 1978, p. 1-22.

木曽地方の歴史

木曽ヒノキ林の成り立ち

安土桃山 築城・武家屋敷・社寺の建設、橋梁、造船で良質な用材が求められ、政権の直 ~江戸初期 轄地とされた(豊臣→徳川) 木曽川本 流沿いで 1615年 尾張藩の領有となり、引き続き藩用材・幕府の注文材・年貢等のため伐採 伐採 江戸城、駿府城、名古屋城等の築城用材として大量の伐採が続く 伐採の奥 運材技術の向上等により王滝川上流まで、ヒノキ等が伐採し尽くされた「尽き 17世紀半ば 地化 山」が広がる 1665年 禁伐区域「留山」が設けられる これ以降 留山以外もヒノキ、サワラ、アスナロ、コウヤマキの四木を「停止木」として伐採禁止(1728年にネズコも加え「五木」) の更新により、木曽五木を主 1708年 とする天然林が形 1876(明治9)年 官行伐採事業開始(内務省) 成される 1889(明治22)年 御料林地編入(以後、御料林として管理経営) 1947(昭和22)年 林政統一(以後、国有林として管理経営) 1959(昭和34)年 大型台風(伊勢湾台風、第2室戸台風)により大量の風倒木が発生 1961(昭和36)年

木曽の森林と人とのかかわり「藩政時代]



伐倒





明治~大正:斧(木曽谷)



大正:ころ(木曽谷)



綱場(八百津町)



大正~昭和:鋸(木曽谷)



大正:修羅(木曽谷)



大正時代:白鳥貯木場(愛知県)



筏流し(現中津川市) 大正時代

水運は、木材の紛失と水難 事故の危険から森林鉄道へ と切り替わっていった。



森林鉄道(木曽谷) 大正~昭和50年

中央線(1911)高山線 (1932))開通に伴い、林 内運搬機関も発達し1916年 小川森林鉄道が完成、次第 に水運を廃し陸運となった。 水力電気事業の起工も水運 を不能とした。



トラック(木曽谷) 昭和40年代~現代

昭和40年代中頃から、外材の輸入が本格化した こと等から、大量の運搬の必要が減ったことと、 自動車の発達と林道網が充実してきたことにより 昭和50年、王滝の森林鉄道廃止で森林鉄道の歴史が閉じられた。

対象とする区域の選定の考え方

(取組検討報告書より抜粋)

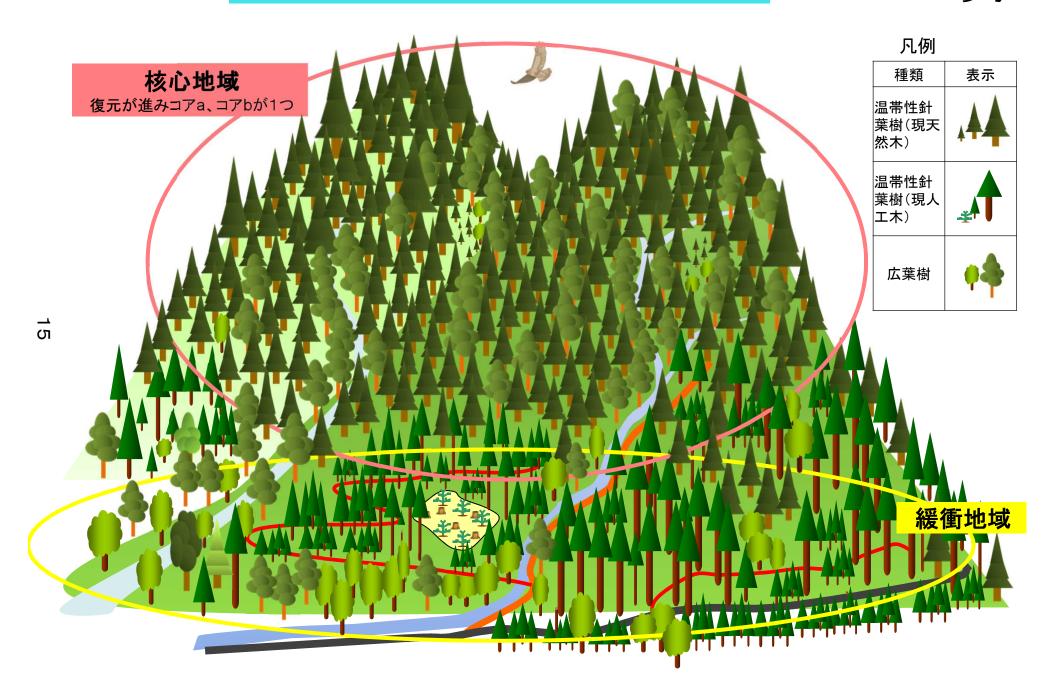
(1) 基本的な考え方

木曽地方の国有林のうち、現存する温帯性針葉樹林をまとまりと連続性をもって保存するとともに、人工林から天然林への誘導を通じて温帯性針葉樹林へと復元するが、標高や斜面方向、地形等多様な要素の中に幅広く分布するように保存・復元を図る区域を設定する。また、区域は出来る限り地勢線によって区画し、流域を単位として区域を選定する。

(2) 対象とする区域の選定

基本的な考え方に基づき選定した区域は図 $1\sim$ 図2のとおりである(総面積 16,5 79ha)。以下に区域選定までの手順を記す。

- ① 温帯性針葉樹林を大きな集団として保存するために、温帯性針葉樹がまとまって 残る赤沢上流部やウグイ川上流部、井出ノ小路沢流域等の地域を保存・復元する区 域の中心として概定する。
- ② 「まとまりと連続性」を持った区域とするため、森林以外の土地や民有林により ①と隔てられている鉢盛山から鎌ヶ峰に至る稜線の南側の国有林や中央アルプスの 西側の国有林、台ヶ峰等の小規模な国有林を対象から除外した。
- ③ 御嶽山周辺は、木曽五木等の温帯性針葉樹の分布が比較的少なく、木曽五木以外の針葉樹やカンバ、ミズナラ等の広葉樹の割合が高いため、対象から除外した。また、御嶽山の南側(王滝川の左岸)についても安山岩が特異的に分布していることや標高が高いことを考え合わせると、他の地域に比べて木曽五木を中心とした温帯性針葉樹林復元のポテンシャルが低いため、対象から除外した。
- ④ ①~③により選定された木曽谷の王滝川以南の国有林及びこの地域に県境を挟んで接する岐阜県内の国有林を対象に、高標高地から低標高地までを多様な生育条件の場所を包含するよう区域を選定した。
- ⑤ 具体的には、赤沢最上流部にある阿寺山から井出ノ小路山に至る稜線の南北及び井出ノ小路山から真弓峠に至る県境の西側に温帯性針葉樹林がまとまりと連続性を持って存在することから、この地域を保存すべき中心地と位置づける。そして、④に述べたように多様な生育条件を有する区域とするため、これらの地域を源流域とする小流域の集合体として対象とする区域を選定した。



木曽悠久の森における既存試験地等一覧表

括	, 験 地 等	目 的 等	調査内容等	備考
試験地	助六実験林(木曽)	ヒノキ天然更新に関する従前からに知見の実証を、	1 成長量等の継続調査	調査委託機関等と連携
		土壌、気象、植生等の諸条件の異なる箇所で行う	2 更新補助作業(薬散)	
	ヒノキ施業試験(木	ヒノキ天然林の永続を図るために、後継樹ヒノキ	1 成長量等の継続調査	関係機関と連携(森林総
	曽)	稚樹を育成する天然更新を図るため、下層ヒバの	2 潅木類の除去	研等)
		処理、上木の伐採及びヒノキ稚樹の保育等の施業	3 受光伐の実施	
		方法を明らかにする		
	ヒノキ漸伐施業試験	ヒノキ天然林において天然更新施業法である漸伐	1 上木伐採試験	
	(木曽)	によって森林形態を維持しながら天然性稚樹が劣	2 ヒバ等の除伐	
		悪な土壌、環境変化への順応性を検証する		
	ヒノキ等固定調査地	・林分成長量の推定及び成長量の予測方法の研究	1 成長量等の継続調査	
	(木曽、東濃)	・過熟天然林における成長量、枯損量等林分構造		
		の推移の解明		
	赤沢ヒノキ収穫試験	ヒノキ人工林における成長量、収穫量及等の統計	1 成長量等の継続調査	森林総研と連携
	(木曽)	資料の収集と、林分構造の推移を解明する	2 適期間伐の実施	
施業指標	ポドゾル地帯におけ	ポドゾル土壌地帯における天然更新施業の推進及	1 更新調査	
林	るヒノキ天然更新(木	び技術の普及	2 更新補助作業(必要により)	
	曽、東濃)		3 更新完了後は指標林を解除	
次代検定	次代検定林[一般、	精英樹の遺伝的特性及び環境適応性を検定する	1 成長量等の継続調査(第二	林木育種センターと連
林	育種集団林]	また、精英樹の人工交雑による実生苗によって造	世代精英樹候補木の選抜等)	携
	(木曽、南木曽)	成し、第二世代精英樹を検定・選抜する		
精英樹保	上松ヒノキ、野尻ヒ	精英樹選抜育種事業に基ずき決定した精英樹の保	1 保存及び調査1 一般者への	林木育種センターの指導
護 林 展	ノキ(木曽、南木曽)	護、保存明治27年の植栽(大正8年改植)から	見学(間伐の必要性等のPR)	・連携
示 林	人工林ヒノキ優良林	の森林施業により120年を経過した人工林で、	2 適期間伐の実施	
	分(南木曽)	阿寺渓谷を代表する優良林分として展示林に設定		

注:このほか、取組区域外ではあるが、木曽署管内の三浦国有林にヒノキ天然林の更新施業体系の確立のための試験地(現在419ha)が昭和41年度から 設定されている。

各事業の事業発注における環境配慮事項

項 目		事業			
(特記仕様書または現場説明書に記述)	造林	林道	生産	治山	
絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧種に属する種の生息が確認されている場合には、その旨を現		0		0	
場説明書に明記し、種及びその生息地の保護・保全を図る。(環境調査結果は、契約後に現場代理人に					
配布し監督員の指示に従う)					
下層植生を含め自然植生・野生動植物の保護・保全に努める。	0	0	0	0	
緑化工の導入に当たっては、「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」を参		0		0	
考に、使用する植物の特性等を踏まえた計画、設計、施工、保育・管理を行う。					
林道、橋梁等の整備に当たっては、裸地土壌の露出を最小化し、土壌の水流への流出を避けるよう配慮		0			
し、流水路や河床の流路の保全を配慮する。また、適切な道路排水溝を設置・維持する。					
森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護			0		
が図られるよう慎重に実施する。					
集運材方法、集材時期が、地形、土壌、植生等の立地条件に照らして環境に負荷が少ない方法を選び、			0		
地表面の保護および水質汚濁防止のための措置を図る。					
車両系建設機械、林業機械、チェンソー、刈払機等に用いる、燃料、オイルその他汚染物質および農薬	0	0	0	0	
など化学物質が水系に流出しないよう注意を払う。					
燃料、オイル類および林業薬剤の保管場所、保管方法、使用方法については、土壌汚染や水質汚濁を引	0	0	0	0	
き起こさないよう注意する。また、非有機系の廃棄物やゴミは回収し適切に処理する。					
残存木保護を考慮した丁寧な伐倒・搬出や集積箇所付近では必要により小丸太、プロテクター、タイヤ			0		
等により残存木の保護を行う。					

- ____ ※ 1. 造林事業には、本数調整伐を含む。
 - 2. 生産事業には、木材の搬出を伴う森林整備及び立木販売を含む。

設定区域、地域区分及び面積

地域区分 [面積(ha)]	位 置(林小班)	備 考
核心地域 (コアa) [3,907.78ha]	(木曽署) 68ろ、80~121、125ろ~イ、126は~イ、2145~2154、 2156い・に、2157~2179、2182~2194、2198、2199い・ろ・は、2200い・ろ・は、2201、2202、2221い~に・ヘ・イ、2222い・ろ・れ、2223り・れ、2224い・た、2225ほ・ち (南木曽支署) 1110~1112、1113い~ほ、1114~1123、1133~1143、 1162い、1163、1164、1165ろ・と、1166ろ、1167ろ、1168は (東濃署) 73ろ、74た、82い一部(ろ)、83い一部(ほ)、86~93、105は、106ほ、118ほ、124ち、125と	【左のうち保護林】 68ろ、80い、81い・ろ、82い、83 い、84い、86い、87い、89い、90 い、91い、92い・は、97~100、 111、112、119~121、2201は、 2202い・ろ、2221い 【左のうち保護林】 88、124ち、125と
核心地域 (コアb) [7,163.43ha]	(木曽署) 122~124、125い、126い・ろ、127~132、155~197、2117~2144、2155、2156ろ・は、2180~2181、2195~2197、2199に~り、2200に・ほ、2203~2220、2221ほ、2222は~た・そ、2223い~ち・ぬ~た、そ~ね、2224ろ~よ・れ、2225い~に・へ・と・り~れ、2226~2246 (南木曽支署) 1093~1109、1113~、1124~1132、1144~1161、1162ろ~へ、1165い・は~へ、1166い・は・に、1167い・は~と、1168い・ろ・に~ぬ、1169~1205 (東濃署) 66~71、100~104、105い・ろ・に~イ、106い~に・へ~よ、107~110、115~117、118い~に、~り、119~121	
緩衝地域 [5,508.06ha] 16,579.27ha	(木曽署) 54、55、57~67、68い・は~イ、69~79、133~154、198~ 208、2102~2116、2247~2249、2292、2293 (南木曽支署) 1069~1092、1206~1243 (東濃署) 61~65、72、73い・は~ほ、74い~よ、75~81、82い一部、83い一部、84、85、94~99、111~114、122、123、124い~と、125い~~・ち、126~129、144~146	